２　意見書・決議・要望書等

〔第16期（平19. 5. 1）～第18期（平29.12.31）〕　※議長決定等で送付した要望書等を含む

期	議案番号	提出年月日	可決年月日	件名
16	10	19. 6.21	19. 6.21	国・地方を通じた税財政制度の見直しに関する意見書
	11	19. 6.21	19. 6.21	障がい者の参政権の保障に関する意見書
	12	19. 6.21	19. 6.21	異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
	13	19. 6.21	19. 6.21	防疫研究室跡地調査の早期実施を求める意見書
	14	19. 6.21	19. 6.21	生徒通学時の安全確保に関する意見書
	16	19.10.17	19.10.17	テレビ放送の地上デジタル化についての万全の対策を求める意見書
	17	19.10.17	19.10.17	肝炎対策を求める意見書
	18	19.10.17	19.10.17	中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書
	19	19.10.17	19.10.17	障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書
	20	19.10.17	19.10.17	新宿場外馬券売場の設置に反対する意見書
	21	19.10.17	19.10.17	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書
	23	19.12.12	19.12.12	民法772条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
	24	19.12.12	19.12.12	取り調べの可視化の実現を求める意見書
	25	19.12.12	19.12.12	産科・小児科医療体制の充実強化を求める意見書
	26	19.12.26	19.12.26	固定資産税における償却資産に関する意見書
	27	19.12.26	19.12.26	小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	28	19.12.26	19.12.26	小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書
	29	19.12.26	19.12.26	負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	1	20. 2.19	20. 2.19	原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書
	5	20. 3.19	20. 3.19	米兵による暴行事件に対する意見書
	7	20. 6.18	20. 6.18	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
	8	20. 6.18	20. 6.18	新宿区の医療充実のために社会保険新宿診療所を公益性の強い医療機関としての存続を要望する意見書
	11	20.10.10	20.10.10	介護報酬など介護従事者の待遇改善を求める意見書
	12	20.10.10	20.10.10	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
	13	20.10.10	20.10.10	地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書
	14	20.10.10	20.10.10	小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	15	20.10.10	20.10.10	小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書
	16	20.10.10	20.10.10	負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の減額措置の継続を求める意見書
	18	20.12. 8	20.12. 8	「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書
		(21. 5.27	議長決定)	北朝鮮の核実験実施に対する抗議文
	6	21. 6.10	21. 6.10	朝鮮民主主義人民共和国に非核化への取り組みを求める決議
	8	21. 6.19	21. 6.19	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書
	11	21.10.16	21.10.16	警察官の確保を求める意見書
	12	21.10.16	21.10.16	社会保険新宿診療所の存続を要望する意見書
	13	21.10.16	21.10.16	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書
	14	21.10.16	21.10.16	償却資産に係る固定資産税の改正要望についての意見書
	15	21.10.16	21.10.16	小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	16	21.10.16	21.10.16	小規模非住宅用地の固定資産税等減免措置の継続を求める意見書
	17	21.10.16	21.10.16	商業地等の固定資産税等の負担水準の上限を引き下げる減額措置の継続を求める意見書
	18	21.12. 7	21.12. 7	子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書
	19	21.12. 7	21.12. 7	エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書
	20	21.12. 7	21.12. 7	精神障害者の所得保障の拡充を求める意見書
	6	22. 3.24	22. 3.24	政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
	7	22. 3.24	22. 3.24	子ども手当の全額国庫負担を求める意見書
	8	22. 3.24	22. 3.24	公立保育所整備のための土地取得費への補助制度の創設及び公立保育所の運営費、建設費への国庫負担の復活を求める意見書

期	議案番号	提出年月日	可決年月日	件名
	9	22. 3.24	22. 3.24	ホームレス自立支援策の充実を求める意見書
	10	22. 3.24	22. 3.24	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書
	11	22. 3.24	22. 3.24	核兵器の根絶と恒久平和実現に向けた取り組みの強化を求める意見書
	12	22. 3.24	22. 3.24	薬物依存・中毒者の治療、社会復帰策を充実させることを求める意見書
	13	22. 3.24	22. 3.24	公立保育所整備のための土地取得費、建設費、運営費の補助制度の創設を求める意見書
	14	22. 3.24	22. 3.24	ホームレス自立支援策の充実を求める意見書
	16	22. 6.18	22. 6.18	発達障がいやその他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書
	17	22. 6.18	22. 6.18	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書
	18	22. 6.18	22. 6.18	未利用国有地の地方自治体取得に優遇措置復活を求める意見書
	19	22. 6.18	22. 6.18	JR高田馬場駅の抜本的な安全対策の実施を求める意見書
	20	22. 6.18	22. 6.18	西武新宿線高田馬場駅と中井駅区間の開かずの踏み切りの解消を求める意見書
	21	22. 6.18	22. 6.18	JR高田馬場駅の抜本的な安全対策の実施を求める要望書
	23	22.10.14	22.10.14	家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書
	24	22.10.14	22.10.14	子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書
	25	22.10.14	22.10.14	社会保険中央総合病院・東京厚生年金病院を公的病院として継続させるための法律制定を求める意見書
	26	22.10.14	22.10.14	特別区都市計画交付金に関する意見書
	27	22.10.14	22.10.14	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	28	22.12. 8	22.12. 8	ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書
	29	22.12. 8	22.12. 8	少人数学級の実施のための確実な予算措置を求める意見書
	7	23. 3.23	23. 3.23	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書
	8	23. 3.23	23. 3.23	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書
17	10	23. 6.17	23. 6.17	震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書
	11	23. 6.17	23. 6.17	当面の電力需給対策に関する意見書
	12	23. 6.17	23. 6.17	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書
	13	23. 6.17	23. 6.17	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書
	14	23. 6.17	23. 6.17	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書
	16	23.10.13	23.10.13	拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書
	17	23.10.13	23.10.13	介護報酬改定に関する意見書
	18	23.10.13	23.10.13	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	19	23.12. 9	23.12. 9	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書
	20	23.12. 9	23.12. 9	緊急被ばく医療体制の確保に関する意見書
	21	23.12. 9	23.12. 9	都区財政調整制度に関する意見書
	1	24. 3.22	24. 3.22	父子家庭支援策の拡充を求める意見書
	2	24. 3.22	24. 3.22	消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書
	4	24. 6.19	24. 6.19	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
	5	24. 6.19	24. 6.19	空襲被害者の援護に向けた実態調査の実施を求める意見書
	6	24. 6.19	24. 6.19	駅ホーム柵設置推進に関する意見書
	7	24. 6.19	24. 6.19	駅ホーム柵設置推進に関する意見書
	8	24.10.15	24.10.15	「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書
	9	24.10.15	24.10.15	中小企業を含めた職業性胆管がんの実態調査を求める意見書
	10	24.10.15	24.10.15	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	11	24.12.11	24.12.11	米軍兵士による事件への対応に関する意見書
		(25. 2.14	議長決定)	北朝鮮の核実験実施に対する抗議文
	5	25. 3.22	25. 3.22	第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議
	6	25. 3.22	25. 3.22	婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書

期	議案番号	提出年月日	可決年月日	件名
	7	25. 3.22	25. 3.22	「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組みの推進に関する意見書
	8	25. 3.22	25. 3.22	軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書
	10	25. 6.19	25. 6.19	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書
	11	25. 6.19	25. 6.19	脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書
	12	25. 6.19	25. 6.19	ホームドア設置に伴うホーム段差解消整備に関する要望書
	14	25.10.16	25.10.16	地方税財源の拡充に関する意見書
	15	25.10.16	25.10.16	若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書
	16	25.10.16	25.10.16	東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書
	17	25.10.16	25.10.16	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書
	18	25.10.16	25.10.16	容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書
	19	25.10.16	25.10.16	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	20	25.12. 9	25.12. 9	公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書
	5	26. 3.20	26. 3.20	食の安全・安心の確立を求める意見書
	6	26. 3.20	26. 3.20	二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書
	7	26. 3.20	26. 3.20	ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
	8	26. 6.20	26. 6.20	総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書
	9	26. 6.20	26. 6.20	ダンス規制（風営法）の見直しを求める意見書
	11	26.10.10	26.10.10	「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書
	12	26.10.10	26.10.10	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	13	26.12.22	26.12.22	地方税財源の拡充に関する意見書
	14	26.12.22	26.12.22	手話言語法（仮称）の制定を求める意見書
18	7	27. 6.19	27. 6.19	認知症への取り組みの充実強化に関する意見書
	8	27. 6.19	27. 6.19	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書
	9	27. 6.19	27. 6.19	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
	11	27.10.14	27.10.14	地方税財源の拡充に関する意見書
	12	27.10.14	27.10.14	地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
	13	27.10.14	27.10.14	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	14	27.12. 7	27.12. 7	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
	15	27.12. 7	27.12. 7	ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
		(28. 1. 6	議長決定)	北朝鮮の核実験実施に対する抗議文
	5	28. 3.22	28. 3.22	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
	6	28. 3.22	28. 3.22	都立戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備についての意見書
	7	28. 6.20	28. 6.20	無電柱化の推進に関する意見書
	8	28. 6.20	28. 6.20	食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書
	9	28. 6.20	28. 6.20	元海兵隊員の米軍属による事件への対応に関する意見書
		(28. 9. 9	議長決定)	北朝鮮の核実験実施に対する抗議文
	11	28.10.13	28.10.13	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
	12	28.10.13	28.10.13	都市計画交付金の拡充を求める意見書
	13	28.10.13	28.10.13	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
	17	28.12. 8	28.12. 8	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
	18	28.12. 8	28.12. 8	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書
	19	28.12. 8	28.12. 8	ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書
	20	28.12. 8	28.12. 8	ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書
	2	29. 3.22	29. 3.22	無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
	4	29. 6.21	29. 6.21	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
	5	29. 6.21	29. 6.21	羽田空港飛行経路についての意見書
		(29. 9. 4	議長決定)	北朝鮮の核実験実施に対する抗議文
	6	29.10.16	29.10.16	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

期	議案番号	提出年月日	可決年月日	件名
	7	29.10.16	29.10.16	羽田空港新ルート計画の環境・安全性の検証と討論型説明会の開催を求める意見書
	8	29.10.16	29.10.16	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

国・地方を通じた税財政制度の見直しに関する意見書

現在、経済財政諮問会議をはじめ、政府においては、地方法人関係税の見直し、ふるさと納税など、東京をはじめ都市部の税源吸い上げが議論されています。

これらの議論は、殊更に地域間の税源偏在を強調するものであり、国の責任で解決すべき地方財源確保の問題を地方自治体相互間での財源奪い合いにすり替えるものです。

新宿区をはじめ、特別区は企業や人口の極度の集中のもとで、福祉や防災対策をはじめ膨大な行政需要を抱えており、限られた財源で必死に改革努力を積み重ねながら行政に取り組んでいます。

都市部の税源吸い上げは、地方税の受益と負担の原則を歪めるものであり、東京の自治を奪う動きは、断じて容認できません。

地方自治体の財源不足は、三位一体改革が地方の自由度の拡大に十分結びつかず、地方交付税の財源が削減されたことも要因の一つです。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、国と地方の役割分担を今一度見直し、地方交付税による税源保障を含め、国から地方への実質的な権限と財源を移譲する地方分権改革を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
経済財政政策担当大臣
あて

障がい者の参政権の保障に関する意見書

高齢社会の拡大や、交通事故等の後遺症などによる「障がいをもつ人」は、年々増加しています。老人性難聴者の増加も社会問題として深刻化しています。70 歳以上の二人に一人は聴力に問題を抱え、全国で約600万人の難聴者、中途失聴者がいると言われています。

国連の「国際障がい者の10年」の「障がいをもつ人に暮らしやすい社会は、すべての人にとって暮らしやすい社会である」との提言にあるように、障がいをもつ人が「参加しやすい選挙」は、高齢者などすべての国民にとっても「参加しやすい選挙」になることです。

高齢化が進む現在において、これらの問題点を解決していかなければ、仮に今不自由を感じていない人たちも、将来的に参政権が阻害される恐れが十分にあります。

そこで、現在参議院比例代表選挙で行われている、政見放送への手話通訳を、他の選挙でも導入し、また字幕スーパーの表示、要約筆記等の実施など、聴覚障がい者をはじめとする障がい者の参政権を保障する課題について、障がい当事者など関係者の参画のもと、障がい者の参政権保障に関わる施策の充実を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
あて

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

本来であれば、数十年に一度というレベルの異常気象がこのところ頻発しています。温帯低気圧が台風並みに猛威をふるい、それに伴う洪水や土砂災害、さらには集中豪雨や竜巻の頻発などにより、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害がもたらされています。また、海岸侵食の進行や夏の猛暑も例年化しています。こうした異常気象や猛暑は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しているところです。

このような状況下、環境立国をめざす日本は、京都議定書の完全実施と中長期の温室効果ガス削減目標を明らかにし、海岸保全や防災のための施策はもちろん、確実に地球環境を蝕んでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずべきです。以上の観点から下記の事項について政府に強く要望します。

記

1　集中豪雨等による災害に強い堤防や道路等の基盤整備、まちづくりの推進と、海岸侵食対策を積極的に進めること。

2　集中豪雨や竜巻等の局地予報体制の充実のために、集中豪雨や竜巻発生の短時間予測が可能なドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やすと同時に、緊急避難が無事できるような体制を確立すること。

3　学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用を組み合わせて教室や図書館等への扇風機やクーラー等の導入を図ることなどを、積極的に進めること。

４　森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めると共に、バイオマスタウンの拡大や関係の法改正等に取り組むこと。

５　今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性あるものとするため、原子力発電の安全性を確保しつつ、まず国・政府が率先して温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

議　長　名

内閣総理大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
あて

防疫研究室跡地調査の早期実施を求める意見書

新宿区戸山一丁目に所在する厚生労働省戸山研究庁舎の敷地内で1989年7月22日に発見された100体以上に及ぶ人骨は、新宿区が行なった鑑定と厚生労働省の調査によって「発掘された人骨については、国が処分した人体標本に由来すると推測される」（「戸山研究庁舎建設時に発見された人骨の由来調査について」厚生労働省2001年6月14日）とされ、「新たな調査の手がかりが得られることもあり得ることから、現状のまま保管」（同上）されています。

2006年6月、川崎二郎厚生労働大臣（当時）は、国立国際医療センターの戸山5号宿舎周辺に人体標本が埋まっているという旧陸軍軍医学校に勤務した元看護師の証言にもとづき発掘調査することを明言しました。

この国立国際医療センター戸山5号宿舎周辺は旧陸軍軍医学校防疫研究室の跡地であるとともに、新宿区がかねてから要望していた戸山公園内総合運動場整備事業の予定地でもあり、東京都が国から買収する計画があるところです。

よって、新宿区議会は旧陸軍軍医学校跡地で発見された人骨問題の解明と都立戸山公園内の総合運動場早期建設のため、国に防疫研究室跡地の発掘調査を早期に実施するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

生徒通学時の安全確保に関する意見書

新宿区の西戸山中学校と西戸山第二中学校が平成23年4月に統合することとなり、新校舎を西戸山中学校校地（新宿区百人町4丁目3番1号）に建設することになりました。このため、平成20年4月から西戸山中学校は仮校舎に移転しますが、仮校舎は現在西早稲田中学校が仮校舎として使用している旧戸山中学校（新宿区大久保3丁目1番1号）になります。この施設は、西戸山中学校の通学区域外にあり、生徒の中には仮校舎まで30分以上通学時間がかかる生徒もいます。また、都心の学校ということもあり、通学にはさまざまな生徒の安全を脅かす要素が点在しています。

現在、この中学校統合に関して、地元住民による統合協議会では仮校舎へ通学する生徒の安全を確保する観点から「安全に関する専門部会」を発足し、本区をはじめ地元警察、鉄道事業者にさまざまな要請行動を行い一定程度改善することができました。しかし、近年頻発している凶悪な犯罪等から生徒たちを守るためには、さらに対策を講ずる必要があります。

その対策の一つとして、特に小滝橋付近から仮校舎に通う生徒たちの安全対策を強化する有効な手段として、現在の路線バスを利用することが考えられます。しかし、現在仮校舎に近い都立障害者センターのバス停を通る路線（高71）は高田馬場駅が起点であり、小滝橋車庫から無系統高田馬場駅行きとして出庫しているダイヤは有りますが、高田馬場駅で一度降車し、同じバスに乗り換えなくてはなりません。

このような状況に鑑み、西戸山中学校の生徒が仮校舎に通学する平成20年4月から3年間、生徒の安全を確保するため、現在無系統高田馬場駅行きとして出入庫している「高71系統」のバスダイヤのみ通し運行としていただけるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年6月21日

議　長　名

東京都知事　あて

テレビ放送の地上デジタル化についての万全の対策を求める意見書

テレビ放送の地上アナログ放送を打ち切り、デジタル化への完全移行をする2011年7月24日まであと4年を切りました。

デジタル放送を視聴するには、デジタル対応のテレビに買い替えるか、専用のチューナーが必要となります。政府は2011年までに、

「デジタル受信機の 1 億台普及」を目標に掲げましたが、今年 6 月までの普及台数は目標の 2 割を超えた程度といわれており、高額なデジタルテレビへの買い替えは、それ自体、庶民にとって重い負担です。

海外を見ると、2006 年にアナログ放送終了を予定していたアメリカは 09 年に、10 年終了予定の韓国は 12 年にそれぞれ延期しました。イギリスやドイツ、フランスでは 3 年から 7 年かけて段階的に終了するとしています。またアメリカではチューナー購入を補助したり、イギリスでは低所得者や高齢者へチューナーやアンテナを無料で提供するなどの対策も講じられています。

放送事業者など関連業界が設立したデジタル放送推進協会の理事長も「日本も低所得者に対する補助を検討すべきだ」と発言したことが報じられています。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、テレビ放送の地上デジタル化については、生活保護世帯や高齢者、障害者、低所得者への補助など、万全の対策を講じることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 10 月 17 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
あて

肝炎対策を求める意見書

わが国においては、薬害に起因するものも含めて、ウイルス性肝炎の患者数は 350 万人にものぼると推計されており、新たな国民病と言っても過言ではありません。早急な対策を講じることによって、被害者の救済・感染者の症状悪化の防止等を進めることが、肝炎を克服する第一歩と言えます。

よって本議会は、国に肝炎対策を実現するために、次の事項を含む対策の早急な実施を行うよう強く要望します。

1　早期発見のためウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担を軽減すること。
2　ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
3　ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を検討すること。
4　肝炎に対する偏見・差別を取り除くため、正しい知識の普及・啓発を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 10 月 17 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　務　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

団塊の世代が引退時期に差し掛かる状況下、特に小規模企業において、事業承継がなかなか進んでいません。

2007 年版中小企業白書によると、昨年 2006 年の企業全体の社長交代率は 3.08%と過去最低を記録しました。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示しています。

また、年間廃業者 29 万社（2001～2004 年平均）のうち少なくとも 4 分の 1 の企業は後継者の不在が理由となっています。これに伴う雇用の喪失は毎年 20～35 万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくありません。

こうした、中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっています。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑にすすめていくための総合的な対策を早急に講じる必要があります。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきたところです。しかしながら残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つです。平成 19 年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところです。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、国会及び政府に対し強く要望します。

記

1　非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。
2　非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から見直しも含め、合理的な評価制度の構築を図ること。
3　相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。
4　税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年10月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
あて

障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書

障害者自立支援法が平成18年4月より施行され、同年10月に本格実施されました。

この障害者自立支援法では、増大する障害福祉サービスの財政基盤の安定化をはじめ、障害種別、地域間のサービス格差の是正などが掲げられ、利用者に対する定率負担が導入されました。これにより、様々な社会資源を活用して地域で自立生活を送りたいと願う重度障害者ほど負担が大きくなるという状況になっています。厚生労働省は法施行後、自己負担額の上限額を四分の一にする軽減策を打ち出し、また平成19年4月からは、新宿区でも自己負担率を3%にする独自の軽減策を打ち出しています。

もちろん、利用者負担は個々の状況により違いは見られるものの、現在多くの方はこれらの軽減策により減額されています。しかし、軽減措置は平成21年3月までの経過的なものであるため、もともと障害基礎年金等限られた収入で生活をしている障害者にとっては根本的な問題の解決にはなっていません。このままでは、経過措置として設けられている軽減策の終了後は、障害福祉サービスの利用に伴う自己負担額を負担しきれず、サービス利用を抑制するという事態が生じかねないと危惧しています。

そこで、このような障害者の生活権が脅かされている状況を鑑み、障害者が地域の中で普通に暮らせる社会を実現するために、障害者自立支援法の抜本的な見直しを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年10月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

新宿場外馬券売場の設置に反対する意見書

平成19年9月6日に地元の商店街振興組合に対し、松竹株式会社より、新築ビル（仮称松竹会館建替工事、新宿区新宿 3-15）の工事に伴い、JRAの場外馬券売場及びショールームを設置したい旨の申し出がありました。

商店街振興組合では、地元新宿区に寄与するかなどの総合的な検討を行った結果、「この街には場外馬券売場は必要ない」という結論に達し、新宿区議会へ設置反対の請願を提出しました。

新宿区議会では、この請願を平成19年第3回定例会において全会一致で採択しました。

現在、新宿区では「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地元住民、関係団体と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進しています。

場外馬券売場は、地元の発展に寄与するとは考えられません。むしろ、新宿区が進める安全で安心なまちづくりに逆行するものと懸念されます。

また、新宿区は、本年8月に示した基本構想・総合計画の素案の中で、新宿駅周辺のまちづくりは「活力と文化の薫りあふれるまち」、「人を魅せるまち」、「環（わ）のまち」を目指すとし、場外馬券売場の設置は、新宿駅周辺のまちづくりに相応しい施設でないと考えております。

よって、新宿区議会としても、地域環境の悪化要因となる場外馬券売場及びショールームの設置に強く反対し、許可しないよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年10月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
あて

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものです。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えない

ところです。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言えます。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007（平成19）年２月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みです。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要です。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請します。

記

１　［過剰与信規制の具体化］

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

２　［不適正与信防止義務と既払金返還責任］

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

３　［割賦払い要件と政令指定商品制の廃止］

1～2 回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

４　［登録制の導入］

個人方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 10 月 17 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
経　済　産　業　大　臣
あて

民法 772 条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法 772 条第２項は「婚姻の解消若しくは解消の日から 300 日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めています。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものでした。しかし、制定から 100 年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっています。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後 300 日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入ることになってしまいます。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方々がいます。

そうした方々の救済のため、法務省は今年５月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されています。

しかし、この特例で救済されるのは全体の１割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースです。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっています。

よって国会及び政府におかれては、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 12 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
法　務　大　臣
あて

取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が 2009 年５月までに施行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、ひとたび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入にあたって、検察庁では現在、東京地検をはじめ各地の地検で「取り調べの可視化」を試行しています。「取り調べ

の可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取り調べの録画・録音テープが証拠となります。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つといえます。もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながります。

よって国会及び政府におかれては、2009 年 5 月の裁判員制度実施までに、速やかに取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 12 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
法　務　大　臣
あて

産科・小児科医療体制の充実強化を求める意見書

全国的に産科・小児科医療機関が減少し、国民の不安を増大させています。とりわけ救急医療体制の衰微は、出産及び育児への不安を大きくしています。

今やわが国は少子化が進み、国の将来が懸念される状況となっています。このような状況の打開のためにも産科・小児科医療の充実・強化は喫緊の課題であり、その対策が強く求められています。

このような事態となったのは、産科や小児科医療に従事する医師や看護師等の過酷な勤務条件とその対価報酬の不備が医師や看護師等の減少をもたらし、医療機関の減少を引き起こす原因となったと言われています。したがって、その対策を講じて産科・小児科医療に従事する医師や看護師等の確保に計画的に取り組むことが何よりも必要です。

その解決には診療報酬などの改定を行うとともに、医師や看護師等の勤務条件の改善や医師研修の充実を行い、産科・小児科医療に従事しやすい環境の整備を行うことであります。その実現で誰もが安心して出産し、子育てができる環境が整うのです。

よって、その早急な実現を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 12 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

固定資産税における償却資産に関する意見書

地方税法は、固定資産税の免税点について、「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課すことができない」（地方税法第 351 条）と定めています。

現行の免税点は平成 3 年に定められ、すでに 16 年が経過しており、その間の経済価値は大幅に上昇しているうえ、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、長引く不況に苦しんでいる小規模事業者の経営と生活を圧迫しています。

また、免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じない代わりに、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税され、納税者にある種の不合理感を与え、償却資産にかかる固定資産税の理解を難しくしています。

ついては、これら矛盾や問題点を解決し、納税者が納得して納税できるよう、免税点（現行 150 万円）を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げるよう要望いたします。

また、償却資産の申告期限は 1 月 31 日までとなっていますが、所得税の申告期限は 3 月 15 日であり、多くの個人事業者はこの申告期限を念頭に決算準備を進めるのが通常で、かつ、償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しています。

ついては、納税者の利便に供し、かつ申告し易い環境を整えるため、償却資産の申告期限を 3 月 15 日とするよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 26 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　務　大　臣
総　務　大　臣
あて

小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業

者については、未だに景気の回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言うものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、地価高騰に伴う負担の緩和などを目的として昭和63年に創設され、以来20年間にわたり多くの都民と小規模事業者が適用を受けている、「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」の恒久化を目指し、平成20年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年12月26日

議　長　名

東京都知事　あて

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気の回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言うものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」の恒久化を目指し、平成20年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年12月26日

議　長　名

東京都知事　あて

負担水準が 65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

最近の経済状況については、一部の企業では景気回復の兆しが見えてきたと言われながらも、大多数を占める中小企業や小規模事業者については、未だに景気の回復は遅れており、またその実感にも乏しく、依然として厳しい経営を強いられています。

また、税源移譲に伴って所得税と住民税の負担は基本的には変わらないとは言うものの、定率減税の廃止や所得控除額の違いなどから、小規模事業者のみならず多くの都民の税負担が増大しているばかりか、国民健康保険料などにも影響し、小規模事業者とその家族の生活が圧迫されています。

このような状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる軽減措置」を廃止することとなると、兆しの見えてきた景気回復に水を差すこととなるばかりか、小規模事業者の経営や生活を圧迫し、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」を平成20年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年12月26日

議　長　名

東京都知事　あて

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

全国に約25万人以上いる原爆被爆者のうち原爆症と認定されている方は、1%にも満たない2,200人強にすぎない状況です。原爆症の認定申請をしても、その多くは却下されています。こういう現状の中あいついで起された集団訴訟に対し、裁判所はいずれも「審査の方針」の機械的運用を厳しく批判し被爆者の救済を求めた判決を言い渡してきました。

厚生労働省は、今年にはいって原爆症認定基準を見直し、従来の「原因確率」による審査を改める新しい認定方針を示しましたが、被爆者団体などは一定の評価をしつつも、まだ不十分としていることなどが報道されています。

被爆から60年を越え被爆者の方々は高齢化し、一刻も早い解決が望まれます。

つきましては、被爆者の立場に立って制度の抜本的な改善を図り、被爆者が一日も早く救済されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年2月19日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

米兵による暴行事件に対する意見書

在日米軍人による事件・事故が相次いでいます。

とりわけ、女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳を蹂躙する極めて悪質な犯罪であり、沖縄県民にとどまらず、国民に強い衝撃と多大な不安を与えています。

復帰後の在日沖縄米軍人・軍属等による犯罪件数は2007年度末時点で5,451件に至り、改まらぬ米軍及び米兵の体質に激しい憤りを禁じ得ません。

よって、新宿区議会は、米軍に起因する相次ぐ事件・事故の再発防止等に向けて下記事項の徹底と実現を強く要請します。

記

1　在日米軍人・軍属等による事件・事故の被害者と家族に対する謝罪および、誠意を持った対応を行なうこと。

2　在日米軍人・軍属等の一層の綱紀粛正を図り、事件・事故の再発防止に向けて、実効性ある施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年3月19日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
外　務　大　臣
防　衛　大　臣
沖縄及び北方対策担当大臣
あて

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっています。

子宮頸がんには、他のがんにない特徴があります。一つは、発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国をはじめ80カ国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになります。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておりません。わが国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって国会及び政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1　子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査をすすめること。

2　女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。

3　日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年6月18日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
あて

内閣総理大臣
厚生労働大臣

新宿区の医療充実のために社会保険新宿診療所を公益性の強い医療機関としての存続を要望する意見書

社会保険新宿診療所は、2002年度13万人だった利用者が、2007年度実績では区内事業所の1割の2,800事業所、29,000人が受診するなど、年間17万人の利用者へと30%も増えています。

新宿区議会は昨年の第1回定例会で「新宿区の医療充実のために社会保険中央総合病院、社会保険新宿診療所を公的医療機関として存続し、機能充実を求める陳情」を採択し関係機関へ意見書を提出しています。

新宿区の昼間人口は80万人であり区内在住者はもとより区内在勤者などにも社会保険新宿診療所は、大きな役割を果たしています。

したがって、すでに社会保険新宿診療所は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、いわゆるRFOに移管されていますが、公益性の強い医療機関として存続し、むしろ区などの健診事業の強化に大きな役割を果たすように活用すべきことを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年6月18日

議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
あて

介護報酬など介護従事者の待遇改善を求める意見書

介護保険制度は、国民の理解のなか定着してきています。しかし、介護に従事する関係者の待遇は、近年低下し続け、介護現場で働く人が減少し、人材確保は大きな社会問題となっています。

その要因のひとつに、給与をはじめとする待遇が低く、従事者の期待に対応していないことがあげられます。このため、介護従事者の定着率も低く、後進の育成をすべき中核的な人材も不足しています。

特に、東京における高齢者介護の現場は、地方と比べて深刻な人材不足に陥っています。現行の介護報酬は、その設定がほぼ全国一律の制度となっており、サービスの地域間格差を勘案して作られた地域係数も特別区内の施設サービスでは1単位10円に対して10.48円、4.8%の加算しかなく、地方と大都市の人件費や物価の地域格差を十分に反映しているとはいえません。国は、国家公務員の調整手当について、人事院勧告を受け、平成18年度に従来の調整手当を廃止し地域手当を創設しています。こうした国家公務員の給与の見直しを踏まえれば、介護報酬における地域係数が据え置かれていることは、妥当性や合理性を欠くものといわざるを得ません。よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を要請します。

記

1　介護保険事業の安定的な継続を図るうえからも、介護報酬など介護従事者の待遇改善を積極的に進めること。

2　とりわけ大都市東京において高齢者等に良質な介護サービスを提供するため、保険料等の水準や利用者負担への影響抑制に十分留意しながらも、特別区の地域係数を1級地の国家公務員の地域手当18%の適用を検討するなど、都市部の実情にあったものとすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書

日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体など様々な非営利団体は、地域の課題を地域住民自ら解決することをめざし事業展開しています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして、大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないた

め、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10000を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
あて

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化した。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害もあとを絶たない状況にあります。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターへ寄せられており、その件数は、1995年度が約27万件であったものが、2006年度には110万件に達し、1995年に比べ約4倍に増大しています。

しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の1995年度には全国200億円（うち都道府県は127億円）だったものが2007年度は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されています。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなりました。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討していますが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠です。政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、新宿区議会は、国に対し、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要請します。

記

1　消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等、必要な法制度の整備をすること。

2　地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
消費者行政推進担当大臣
あて

小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、昭和63年に創設され、以来20年余にわたり、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている「小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置」の恒久化を目指し、平成21年度以後も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議　長　名

東京都知事　あて

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を２割減額する減免措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を２割減額する減免措置」の恒久化を目指し、平成21年度以後も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議　長　名

東京都知事　あて

負担水準が65%を超える商業地等の固定資産税・都市計画税の減額措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷ばかりか、格差社会の広がり、原油や食料などの原料価格の高騰、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置」を、平成 21年度以後も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成20年10月10日

議　長　名

東京都知事　あて

「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物資の混入、事故米問題など「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発しています。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展しました。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきですが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかっただけでなく被害を拡大させた責任は重大です。国民の不信、怒りはきわめて大きいものがあります。

現在、農林水産省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取り組みを進めているところですが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促すものです。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費

者問題はどれも深刻な様相を呈しています。政府の消費者行政推進会議の報告書（6 月 13 日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっています。

つきましては、政府において、下記の対策を講じられますよう強く要望するものです。

記

1　偽装表示を一掃するため、JAS 法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

2　農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

3　輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。

4　不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、違法収益の没収などの罰則強化を図るため、関係法令の改善や整備をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 8 日

議　長　名

あて

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

北朝鮮の核実験実施に対する抗議文

5月25日北朝鮮は2回目の地下核実験を実施したことを報じた。

実験の自制を求めた国連安全保障理事会議長声明や国際社会からの核開発の放棄要求を無視し、核実験に踏み切ったことは、核兵器廃絶を求める国際世論に逆行する暴挙であり、日本及び北東アジア地域の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。

新宿区議会は、1985年12月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え、これまでも、各国の核実験に対し、抗議を行ってきた。

核実験の実施は、地球環境や生態系を破壊するばかりでなく、人類の生存をも脅かす事態を招くことになり、いかなる国の核実験であろうとも容認することはできない。

よって、新宿区議会は、北朝鮮の核実験に強く抗議するとともに、直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求め、北東アジアの安全と世界の恒久平和の実現を強く望むものである。

以上、要請する。

2009年5月27日

議　長　名

朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長
国際連合朝鮮民主主義人民共和国代表部大使
あて

朝鮮民主主義人民共和国に非核化への取り組みを求める決議

5月25日、朝鮮民主主義人民共和国は地下核実験を強行した。

このことは国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壌宣言に対する暴挙であり、日本及び北東アジア地域の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。

新宿区議会は、1985年12月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え、これまでも、各国の核実験に抗議を行ってきた。

核実験の実施は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、特に最近の核廃絶の機運の高まりに逆行するものであり遺憾の極みである。

新宿区議会は、朝鮮民主主義人民共和国に対し、これまでの諸合意に従いすべての核を廃棄し、国際社会の査察を受け入れ朝鮮半島の非核化に取り組むことを求めるものである。

以上、決議する。

平成21年6月10日

新宿区議会

ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

現下の厳しい雇用状況の中で、求職や各種助成金の申請、職業訓練の申し込みなどで、地域のハローワークの窓口は、大変な混雑を呈しており、中には、窓口で3時間、4時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られます。また、夜間・休日の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実態も見られます。

こうした状況に対応するため、今般の「経済危機対策」においてハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実・強化することが決定されています。

つきましては、下記の点に配慮の上、機能強化を図るよう強く要請します。

記

1　ハローワークの職員や、相談員の増員に当たっては、業務の実態に応じて、適切に配分するとともに、特に窓口業務が集中する都市部については重点的に配分を行うこと。また、雇用調整助成金の窓口相談に当たっては、つなぎ融資の制度などについても、適切な情報提供を行うよう努めること。

2　地域の実情に応じて、夜間・休日の窓口業務の開庁を行うなど機能強化を図ること。

3　ジョブカードの推進に当たる職業訓練情報等連携推進員については、ジョブカフェなどへの重点配分を行い、非正規労働の失業者や若者・学生などの就職相談機能を強化すること。

4　雇用調整助成金の申請に当たっては、申請アドバイザーの機能を強化するとともに、アウトリーチの相談体制や、必要に応じて社会保険労務士の活用を図るなどきめ細かな体制整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年6月19日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

警察官の確保を求める意見書

国民が安心して暮らせる地域社会は国民生活の向上や経済成長の基礎となるものであり、国民すべての願いです。

地方警察官の定員については、平成13年度から19年度にかけて2万4230人を増員した結果、警察官1人当たりの人口は12年度の557人から、20年度は511人となり、刑法犯認知件数の減少と検挙

率の上昇に寄与してきました。

しかしながら、無差別殺傷事件などの凶悪犯罪、子どもに不安を与える不審者の多発、悪質商法、多様な手口の振込め詐欺事件などが依然として発生するなど、国民が安全と安心を実感できる「体感治安」の回復は十分とはいえない状況にあります。

また、グローバル化による国外逃亡犯の増加、携帯電話やインターネットの普及による匿名性の高い犯罪の増加など、警察を取り巻く捜査環境は厳しさを増しています。平成19年度の地方警察官の退職者数が過去最多の約1万2100人に達するなど、本格的な大量退職期を迎えている中で、国内の治安維持に的確に対応できる警察活動体制の充実・確保が極めて重要な課題となっています。

よって、国会及び政府におかれては、国民生活の安全と平穏を確保するための必要な警察官の確保について、引き続き特段の配慮をされるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
副総理・国家戦略担当大臣
国家公安委員長
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
あて

社会保険新宿診療所の存続を要望する意見書

社会保険新宿診療所が、本年10月22日、年金・健康保険施設整理機構により2回目の一般競争入札で売却されようとしています。その結果、年間17万人の受診者がいるにもかかわらず、来年2月からの予約ができず大きな影響が出ています。

全国に10ヶ所ある厚生年金病院及び53ヶ所ある社会保険病院については全病院売却という今までの方針を転換して、新機関に移行し、公的なものとして維持していくとのことですが、今回売却されようとしている社会保険新宿診療所も、新宿区において地域医療を支えてきた社会保険中央総合病院と連携し、新宿区内の健診事業を担ってきました。

新宿区議会は、平成19年第1回定例会で「新宿区の医療充実のために社会保険中央総合病院、社会保険新宿診療所を公的医療機関として存続し、医療充実を求める意見書」、平成20年第2回定例会では「新宿区の医療充実のために社会保険新宿診療所を公益性の強い医療機関として存続を要望する意見書」を採択し関係機関へ提出致しました。今回改めて社会保険新宿診療所を公的医療機関として存続し、区の健診事業の強化に大きな役割を果たしていただきますよう強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構理事長
あて

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められています。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえます。B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気です。肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。また、すでに肝硬変・肝ガンに進展した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。

平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7カ年計画）がスタートしましたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じています。適切なウイルス肝炎対策を、全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。

よって、本議会は、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、国に対し緊急に次の施策を講ずるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

記

1　ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

平成21年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
あて

内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣

償却資産に係る固定資産税の改正要望についての意見書

地方税法は、固定資産税の免税点について、「償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が 150 万円に満たない場合においては、固定資産税を課すことができない」と定めています。

現行の免税点は平成３年に定められ、すでに 20 年近くが経過しており、その間の経済価値は大幅に上昇しているうえ、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、世界的な経済状況の悪化により危機的な状況にある小規模事業者の経営と生活を圧迫しています。

また、免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じない代わりに、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税され、納税者にある種の不合理感を与え、償却資産にかかる固定資産税の理解を難しくしています。

ついては、これら矛盾や問題点を解決し、納税者が納得して納税できるよう、免税点（現行 150 万円）を基礎控除に改めるとともに、控除額を大幅に引き上げるよう要望いたします。

また、償却資産の申告期限は１月 31 日までとなっていますが、所得税の申告期限は３月 15 日であり、多くの個人事業者はこの申告期限を念頭に決算準備を進めるのが通常で、かつ、償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しています。

ついては、納税者の利便に供し、かつ申告し易い環境を整えるため、償却資産の申告期限を３月 15 日とするよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 16 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あて
総　務　大　臣
財　務　大　臣

小規模住宅用地の都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、昭和 63 年に創設され、以来 20 年余にわたり、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている「小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」の恒久化を目指し、平成 22 年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 16 日

議　長　名

東京都知事　　あて

小規模非住宅用地の固定資産税等の減免措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成 14 年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を２割減額する減免措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」の恒久化を目指し、平成 22 年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経

て意見書を提出します。

平成21年10月16日

議　長　名

東京都知事　あて

商業地等の固定資産税等の負担水準の上限を引き下げる減額措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的で深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機に晒されています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加に喘いでいる実態にあります。

この厳しい状況の下におきましては、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として平成17年度に創設され、以来、多くの小規模事業者が適用を受けている「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65％に引き下げる減額措置」を廃止することとなると、小規模事業者の経営や生活を更に厳しいものとし、ひいては地域社会の活性化、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、「商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置」を平成22年度以降も継続されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年10月16日

議　長　名

東京都知事　あて

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（Hib＝ヘモフィルスインフルエンザ菌ｂ型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、Hibや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100ヵ国以上で導入され、90ヵ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてHibワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっていますがワクチンの不足も懸念されております。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記

1　Hibワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、Hib重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。

2　ワクチンの安定供給のための手立てを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年12月7日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

本年度補正予算で緊急経済対策の一環として進められている省エネ家電の普及を後押しする「エコポイント制度」と環境対応車への「エコカー補助制度」は、国民からの人気も高く、継続が強く望まれています。

両制度の目的は、第一に、世界的な経済危機から一刻も早く脱却するために需要を下支えするとともに、個人消費を喚起することにあります。第二に、省エネ商品を普及させることで、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を強力に進めることにありますが、いずれの点においても、その役割を十分に果たし終えたとは言い難く、更なる継続が望ましい状況にあります。

今後、懸念されている“景気の二番底”を避けるためにも、引き続き需要創出、消費喚起を促すなどの景気浮揚の取り組みは重要で

あり、かつまた低炭素化を推進する施策についても、ここで手を抜くわけにはいきません。

鳩山首相は、2020年までに二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減すると気候変動に関する国連首脳会合で表明しましたが、この国際公約を達成するためにも、政府は温室効果ガスの削減につながる産業部門や民生部門などの取り組みを初めとし、あらゆる政策を総動員する必要があります。

政府におかれては、今後も更なる大きな波及効果が期待できるエコポイント制度とエコカー補助金制度を来年度以降も継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年12月7日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
経済産業大臣
環境大臣
あて

精神障害者の所得保障の拡充を求める意見書

障害者基本法は、第2条で、身体障害、知的障害、精神障害がある者を「障害者」と定め、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進し、障害者の福祉を増進することを目的としています。そして、障害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と基本理念でうたっています。また、障害者自立支援法では、身体障害、知的障害、精神障害は、障害の種類にかかわらず障害者の自立支援を目的とした福祉サービスは共通の制度により提供する三障害一元化がうたわれました。

しかしながら、精神障害者のための諸施策は、これまで医療施策を中心として行われてきたため、福祉施策は他の二障害に比較して大きく立ち遅れ、所得保障や経済的支援強化の必要が叫ばれながらいまだ具体的な前進がはかられていません。

地方自治体が精神障害者のための経済的支援を実施するための財政支援も乏しく、障害者基本法の目的や基本理念が促進されていません。

よって、新宿区議会は、地方自治体が心身障害者手当を精神障害者に適用拡大するために国が財源措置を講じるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成21年12月7日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきました。しかし、本年１月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことです。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められています。特に、「秘書が勝手にやったことで自分は知らない」と、議員自らが責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要があります。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50 万円以下の罰金に処する」と規定されていますが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ません。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきです。

政府におかれては、より一層の制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権（選挙権や被選挙権）を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 24 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
あて

子ども手当の全額国庫負担を求める意見書

政府は、2010 年度から「子ども手当」をスタートさせます。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたにもかかわらず、10 年度限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方にも負担を求める結論を出しました。

しかも、10 年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという“変則”で、極めて遺憾です。また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定するのは、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、「地域主権」という言葉とは裏腹な今回の政府の対応は誠に残念です。

よって、11 年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートすることとともに、子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、子育てをしやすい環境整備に配慮していくことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 24 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
総　務　大　臣
あて

公立保育所整備のための土地取得費への補助制度の創設及び公立保育所の運営費、建設費への国庫負担の復活を求める意見書

昨年４月、保育所に申し込んでも入れない待機児童が、全国で前同期比 1.2 倍、東京都は 1.4 倍に急増しました。女性の社会進出とともに、厳しい経済情勢と雇用環境のもとで、子どもを預けて働かなければ生活できない事態が子育て世帯に広がっています。保育所は、親の就労、子どもの生活と成長を保障する場としてなくてはならない施設です。

平成 16 年、国が公立保育所運営費補助を一般財源化したことにより、自治体の保育施策が後退しています。自治体財政が厳しいもとで、全国６割の区市が保育所運営費を削減しました。待機児童解消のために公立保育所を整備したくても、土地取得費、建設費、運営費をすべて自治体の持ち出しでは、着実な整備は困難です。

国は、早急に待機児童を解消し、子どもの豊かな発達を保障し、国民の多様な保育要求に応えるなど、公立保育所が果たしている役割にふさわしく、財政的支援を抜本的に増やすべきです。

よって、新宿区議会は、公立保育所整備のための土地取得費への補助制度の創設及び一般財源化された公立保育所の運営費、建設費への国庫負担を復活することを要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 24 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
あて

内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣

ホームレス自立支援策の充実を求める意見書

新宿区は本年２月、厳しい経済・雇用情勢の中で職と住まいを失い、身体や精神面で病み、社会との繋がりを保てないなど、様々な自立への阻害要因を抱えるホームレスに対する自立支援の取り組みが一層必要であるとし、「第２期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定しました。

また、国も、本年１月の内閣府の月例報告で、「景気は持ち直してきている一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要」があると指摘しています。

厳しい経済・雇用情勢は、自治体におけるホームレス対策をより複雑かつ困難なものにしています。特に、大規模なターミナルと繁華街を抱える新宿区をはじめ東京都内には、他県から職と住まいを失った人々が流入しています。そのため、ホームレス対策経費が東京都や東京23区の一般財源を圧迫しています。

このような状況の下、ホームレス問題を一自治体だけで解決することのできない広域的な行政課題としてとらえ、新宿区・東京都・国が責任と役割を明確にし、連携を強化することが必要と考えます。

よって、新宿区議会は、ホームレスの自立に向けた課題を早急に解決するために、国が責任を持って、次の方策を講じることを強く要望いたします。

１　総合的な雇用対策等の施策を推進すること。
２　緊急一時保護、就業訓練、生活支援などの機能を持った自立支援を推進するための施設を都道府県と連携して整備すること。
３　ホームレス問題が集中している自治体に対し積極的な財政支援を行うこと。
４　広域的・総合的な「生活総合相談」を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年3月24日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金及び被保険者の支払う保険料から成り立っています。

皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計した当時に比べ加入者層が大きく様変わりし、無職者や年金生活者など低所得者の占める割合が増え、あわせて高齢化に伴う医療費増大によって、保険料負担が増大しました。そのため、組合健保や共済健保と比べて、同じ収入でもその負担は２倍から３倍になっています。

しかもこのような保険間格差だけではなく、自治体の財政力等による保険料の地域間格差も３倍以上となっています。

自治体は低下する税収や三位一体改革により財政状態がきびしさを増し、国保財政に対する柔軟性を失い、国保運営に四苦八苦しています。他方、加入者は雇用の劣化等による収入減の直撃を受けており、高い保険料は滞納世帯の増大となり、短期保険証はまだしも、資格証になれば病気になっても医療機関にかかれない事態を生じ、皆保険の足元が崩れているといえます。

このような事態に陥った大きな原因に国庫負担率の引き下げがあります。1984年までは、「かかった医療費の45%」だったものが、それ以降、38.5%に引き下げられています。それ以外にも、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止され、助産費補助金も改悪されるなど、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担金の割合は、現在３割にまで減らされています。

「コンクリートから人へ」という現政権の方針に従って、国民皆保険制度を守るということならば、国庫負担率の回復が喫緊の課題となっているといえます。

よって、新宿区議会は国においては国民健康保険を社会保障として存続させるため、国庫負担を増額するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年3月24日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
財　務　大　臣
あて

核兵器の根絶と恒久平和実現に向けた取り組みの強化を求める意見書

新宿区議会は、世界恒久平和の実現は人類普遍の願いであるとの認識に立ち、昭和60年「新宿区平和都市宣言に関する決議」を全会一致で可決し、新宿区が自ら非核平和都市宣言を行うことを求めました。この決議を受け、区は昭和61年に「新宿区平和都市宣言」を行い、平和推進事業に積極的に取り組むとともに、平成21年には平和市長会議に加盟し、世界3,500以上の加盟都市と連携し、核

のない平和な未来を実現するための取り組みを推進しています。

現在、平和市長会議では、2020 年までに核兵器を根絶するための具体的な道筋を示した「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を発表し、同議定書が本年５月に開催される「核不拡散条約（NPT）再検討会議」において採択されることを目指した活動を行っています。

人類最初の被爆国である日本が、核の不拡散に努め、国際協調を図りながら明確な期限を決めて核兵器を根絶する取り組みに主導的な役割を果たすことは大変重要で意義深いことです。

よって、国及び政府におかれましては、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」が「核不拡散条約（NPT）再検討会議」において採択されるよう核保有国を始めとする各国政府に働き掛けていただくとともに、核兵器根絶と世界の恒久平和に向けた施策を強化することを強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年３月 24 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
外　務　大　臣
あて

薬物依存・中毒者の治療、社会復帰施策を充実させることを求める意見書

現在、薬物乱用者は 200 万人を超え、第３次乱用期襲来と言われております。薬物の需要を断つ方法として、使用することはゼッタイダメとの教育、供給を断つためには水際作戦、麻薬Ｇメンという従来の方法では対処できなくなってきております。

薬物依存者は依存者を呼び入れ、再犯率は 60%弱に達しています、薬物依存者の救済なくして薬物乱用のない社会は望めません。しかしこの分野の専門病院、医師、スタッフなどが少ないため救援の手が救われるべき人々に届いていません。

政府は今までも「薬物乱用防止新五か年戦略」を三次にわたり推進して来ていますが、現行の諸制度は取り締まりや刑罰に重点がおかれ、民間支援施設や医療施設の整備、拡充面では十分な施策が行われていません。

薬物乱用・依存は特別な家族の特別な人々の問題ではありません。誰でも陥る大きな落とし穴が至る所に隠されているのです。

薬物依存・中毒者に陥った人の治療、社会復帰を目指す施策の充実を早急に行うことが緊要です。

よって、薬物依存症が必要とする治療回復支援の観点から下記の施策を充実するようを強く要望いたします。

記

１　薬物依存症は「病気」であり、薬物乱用は本人の「意思」にかかわりなく周囲を巻き込む「死に至る病」であることを人々に周知させること。
２　相談窓口の周知と相談体制を充実させること。
３　国内における薬物依存・中毒者の医療体制を充実させること。
４　薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援の充実を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年３月 24 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

公立保育所整備のための土地取得費、建設費、運営費の補助制度の創設を求める意見書

昨年４月、保育所に申し込んでも入れない待機児童が、全国で前同期比 1.2 倍、東京都は 1.4 倍に急増しました。女性の社会進出とともに、厳しい経済情勢と雇用環境のもとで、子どもを預けて働かなければ生活できない事態が子育て世帯に広がっています。保育所は、親の就労、子どもの生活と成長を保障する場としてなくてはならない施設です。

しかし、現在、公立保育所整備のための土地取得費、建設費、運営費は区市町村が基本的にはすべて負担しています。また、東京都は、平成 20～22 年度「保育サービス拡充緊急３カ年事業」に取り組んでいますが、公立保育所への補助はわずかであり、ほとんどが私立認可保育所や認証保育所等への補助となっています。そのため、待機児童解消策は、公立保育所ではなく、私立認可保育所や認証保育所整備が中心にならざるを得ない状況です。

東京都は、早急に待機児童を解消し、子どもの豊かな発達を保障し、都民の多様な保育要求に応えるなど、公立保育所が果たしている役割にふさわしく、財政的支援を抜本的に増やすべきです。

よって、新宿区議会は、公立保育所整備のための土地取得費、建設費、運営費の補助制度の創設を要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年３月 24 日

議　長　名

東京都知事　　あて

ホームレス自立支援策の充実を求める意見書

新宿区は本年２月、厳しい経済・雇用情勢の中で職と住まいを失い、身体や精神面で病み、社会との繋がりを保てないなど、様々な自立への阻害要因を抱えるホームレスに対する自立支援の取り組みが一層必要であるとし、「第２期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定しました。

また、国も、本年１月の内閣府の月例報告で、「景気は持ち直してきているものの、一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレの影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要」があると指摘しています。

云うまでもなくホームレス問題は広域的な課題であり、とりわけ、巨大ターミナル等が集中する新宿区をはじめ東京都内には、他県から職と住まいを失った人々が流入しています。一自治体では解決することのできないホームレス問題に対する東京都の責任と役割は東京23区に極めて大きな影響を与えるものです。

よって、新宿区議会は、ホームレスの自立に向けた課題を早急に解決するために、次の方策を講じることを強く要望いたします。

１　東京都は、東京23区を包括する広域自治体として、問題の共通認識と課題解決に向けた都区共同事業の取り組みを推進するため強力なリーダーシップを発揮すること。

２　23特別区の各区のホームレス対策には未だ温度差があり、ホームレス人数の多少、安価な住宅や宿泊施設の偏在、処遇の困難性や費用問題、ホームレス対策が特定の区に偏ることのないよう都は積極的な調整・助言を行うこと。

３　ホームレス問題は、日本の社会経済・雇用情勢を反映した問題であることから、東京都は、国に対し、総合的かつ抜本的な取り組みを推進するよう強く要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年３月24日

議　長　名

東京都知事　　あて

発達障がいや、その他文字を認識することに困難のある児童生徒のためのマルチメディアデイジー教科書の普及促進を求める意見書

平成20年９月に「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年９月より、(財)日本障害者リハビリテーション協会（リハ協）がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にした「マルチメディアデイジー版教科書」（デイジー教科書）の提供を始めました。また文部科学省において、平成21年度より、デイジー教科書などの発達障がい等の障がい特性に応じた教材の在り方やそれらを活用した効果的な指導方法等について、実証的な調査研究が実施されております。

現在、デイジー教科書は、上記のとおり文部科学省の調査研究事業の対象となっておりますが、その調査研究段階であるにもかかわらず、平成21年12月現在で約300人の児童生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及推進への期待が大変に高まっております。

しかし、デイジー教科書は教科書無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童生徒の希望に十分に応えられない状況にあり、実際にリハ協が平成21年度にデジタル化対応したデイジー教科書は小中学生用教科書全体の約４分の１に留まっております。

このような現状を踏まえると、まず教科用特定図書等の普及促進のための予算の更なる拡充が求められるところですが、平成21年度の同予算が1.72億円に対し、平成22年度は1.56億円と縮減されており、これらの普及促進への取り組みは不十分であると言わざるを得ません。

よって、政府及び文部科学省におかれては、必要とする児童生徒、担当教員等にデイジー教科書を安定して配布・提供できるように、その普及促進のための体制の整備及び必要な予算措置を講ずることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年６月18日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
あて

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年２月１日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心にした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」

の立場を続けるために敢えて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約 20 万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、“未就職新卒者” は実質的に 20 万人以上に上るとみられます。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している、といった雇用のミスマッチ（不適合）解消も喫緊の課題といえます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、すみやかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目を強く要請します。

記

１　大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後３年間は『新卒』扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。

２　大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を拡充するなど、雇用のミスマッチを解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年６月 18 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
あて

未利用国有地の地方自治体取得に優遇措置復活を求める意見書

国は、平成 18 年度まで国有地や物納財産の売払先が地方自治体の場合には優遇措置を講じていましたが、平成 19 年度以降は公園や社会福祉施設、公営住宅などの目的であっても時価売買に変更しました。

新宿区は、平成 19 年３月 30 日に優遇措置により公務員宿舎跡地を取得し、「富久さくら公園」を整備しました。公園全体の３分の２を有償で購入し、残り３分の１は国から無償で貸付けを受けています。当時はまだ優遇措置があったので、地元町会等の要望に応えて新宿区は「富久さくら公園」を整備することができたのです。

新宿区では、待機者が 1,000 名を超える特別養護老人ホームをはじめとする高齢者施設、定数拡大の努力にもかかわらず待機児童が依然増加傾向にある保育所、また障がい者のグループホーム等の建設も求められており、これら福祉施設建設が喫緊の課題となっています。しかし都心部では土地の取得が難しく、施設建設を計画的にすすめることが困難となっています。

よって、国有地の地方自治体への売却について、平成 18 年度まで実施していた優遇措置を復活するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年６月 18 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
あて

JR 高田馬場駅の抜本的な安全対策の実施を求める意見書

JR 高田馬場駅は、平成 20 年度の１日平均乗車人員が約 20 万７千人あり、区内では２番目、JR 東日本管内でも 10 番目に多く、山手線全 29 駅中８番目に多い駅となっています。また、駅周辺には、全国的、全都的な日本点字図書館などの福祉施設や障がい者施設が集積していることから、同駅は、平成 17 年４月に策定した「新宿区交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の対象駅にも指定されており、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人の安全かつ快適な移動を確保することが法的にも求められています。

同駅は、このように特別な特徴を持った大規模ターミナルです。しかしながら、戸山口の改札からホームまでの階段の幅員は 2.8m（有効幅員）で、階段が取り付いている箇所のホームの幅員は、3.1m（有効幅員）しかありません。このホーム幅は池袋寄りになるにつれ、少しずつ広くはなりますが、乗降人員に比して全体的に狭小です。

このため、朝夕のラッシュ時に、電車を降りた人が、戸山口に出ることが出来ず、次の電車が来てもホームに滞り大変危険な状態が続いています。平成 21 年１月 26 日には利用者が線路上に転落し、右手全指切断という痛ましい事故が発生しています。

このように、山手線のホームに人があふれるために、西武線の連絡通路からも山手線のホームに乗客が入ることが出来ず、通路の中で圧迫される状態になっています。駅利用者は、転倒や転落といった事故に、いつ巻き込まれてもおかしくないという、非常に危険な状態に常時晒されています。

このような状況を受け、地元や新宿区では、これまでにも、同社に対し、駅の改善について要望書を提出してきました。平成 18 年

度には、同社の投資計画部長とともに現地視察を行い問題意識を深めていただいています。また、地元では、独自に解決策を模索し、橋上駅化やホーム新設などの方策を同社に提起してきました。そうした中、平成20年6月3日、同社が、安全対策として、山手線全駅への可動式ホーム柵の設置を決定したことは、大きな前進であり、地元も歓迎しているところです。

しかしながら、可動式ホーム柵は、転落防止に大きく寄与する一方、設備本体がホーム幅を狭めてしまうことで、より一層、混雑を招く原因ともなることから、当該施設の設置のみをもって、JR 高田馬場駅の抜本的な解決策とはなり得ません。

政府におかれては、こうした状況に鑑み、駅利用者の安全確保の観点から、JR 東日本に対し、以下の安全対策の実施を求めるよう強く要望します。

1　大変危険な状態にある JR 高田馬場駅の抜本的な安全対策を戸山口階段付近の改修を含め専門的な見地から検討し実施すること。

2　JR 高田馬場駅へ可動式ホーム柵を早期に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年6月18日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
あて

西武新宿線高田馬場駅と中井駅区間の開かずの踏み切りの解消を求める意見書

西武新宿線高田馬場駅と中井駅の区間には踏み切りが14ヶ所もあります。朝の通勤通学のピーク時には1時間のうち40分以上踏み切りが遮断されており、住民から開かずの踏み切りの改善要望がだされています。

東京都は、中井駅から野方駅区間を連続立体交差とする事業の都市計画素案を発表しました。しかし、高田馬場駅から中井駅間は対象になっていません。高田馬場駅から中井駅の区間についても開かずの踏み切りを解消するため、地下化の促進、踏み切りシステムの見直し等の改善をおこなうよう東京都が積極的に対応するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年6月18日

議　長　名

東京都知事　　あて

JR 高田馬場駅の抜本的な安全対策の実施を求める要望書

JR 高田馬場駅は、平成20年度の1日平均乗車人員が約20万7千人あり、区内では2番目、貴社管内でも10番目に多く、山手線全29駅中8番目に多い駅となっています。また、駅周辺には、全国的、全都的な日本点字図書館などの福祉施設や障がい者施設が集積していることから、同駅は、平成17年4月に策定した「新宿区交通バリアフリー基本構想」に基づく重点整備地区内の対象駅にも指定されており、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人の安全かつ快適な移動を確保することが法的にも求められています。

同駅は、このように特別な特徴を持った大規模ターミナルです。しかしながら、戸山口の改札からホームまでの階段の幅員は2.8m（有効幅員）で、階段が取り付いている箇所のホームの幅員は、3.1m（有効幅員）しかありません。このホーム幅は池袋寄りになるにつれ、少しずつ広くはなりますが、乗降人員に比して全体的に狭小です。

このため、朝夕のラッシュ時に、電車を降りた人が、戸山口に出ることが出来ず、次の電車が来てもホームに滞り大変危険な状態が続いています。平成21年1月26日には利用者が線路上に転落し、右手全指切断という痛ましい事故が発生しています。

このように、山手線のホームに人があふれるために、西武線の連絡通路からも山手線のホームに乗客が入ることが出来ず、通路の中で圧迫される状態になっています。駅利用者は、転倒や転落といった事故に、いつ巻き込まれてもおかしくないという、非常に危険な状態に常時晒されています。

このような状況を受け、地元や新宿区では、これまでにも、貴社に対し駅の改善について要望書を提出してきました。平成18年度には、貴社の投資計画部長とともに現地視察を行い問題意識を深めていただいています。また、地元では、独自に解決策を模索し、橋上駅化やホーム新設などの方策を貴社に提起してきました。そうした中、平成20年6月3日、貴社が、安全対策として、山手線全駅への可動式ホーム柵の設置を決定されたことは、大きな前進であり、地元も歓迎しているところです。

しかしながら、可動式ホーム柵は、転落防止に大きく寄与する一方、設備本体がホーム幅を狭めてしまうことで、より一層、混雑を招く原因ともなることから、当該施設の設置のみをもって、JR 高田馬場駅の抜本的な解決策とはなり得ません。

貴社におかれては、こうした状況に鑑み、駅利用者の安全確保の観点から、以下の安全対策を実施するよう強く要望します。

1　大変危険な状態にある JR 高田馬場駅の抜本的な安全対策を戸山口階段付近の改修を含め専門的な見地から検討し実施すること。

2　JR 高田馬場駅へ可動式ホーム柵を早期に設置すること。

以上、新宿区議会の議を経て要望書を提出します。

平成22年6月18日

新宿区議会議長名

東日本旅客鉄道株式会社　　あて

家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書

「家電エコポイント」制度及び「住宅エコポイント」制度が本年末までに終了することを受け、消費者や経済界から再延長及び延長を求める声も出ています。この２つの制度は、地球温暖化対策を進め、環境負荷の少ない低炭素社会への転換を図りながら、景気刺激策として経済の活性化にも大きな効果を発揮しています。

本年度後半には景気対策の効果が薄れてくることが想定されています。現状では、景気はいまだ自律回復の軌道に乗っているとはいえません。

政府におかれては、景気回復に向けて重要な局面に差しかかっていること及び地球温暖化対策に効果があることを十分に認識し、今後も経済の押し上げ効果がある家電エコポイント制度の再延長と住宅エコポイント制度の延長を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年10月14日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
産業経済大臣
国土交通大臣
環境大臣
あて

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われています。年間約１万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。

結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること、及び予防検診（細胞診・HPV検査）によってＨＰＶ感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認・発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないよう国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう、強く要望します。

記

１　子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

(1) 予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助

(2) 特定年齢層以外についても一部補助の実施

(3) 居住地域を問わない接種機会の均てん化

(4) ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究

２　子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進

(1) 特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助

(2) 従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大

(3) 居住地域を問わない受診機会の均てん化

３　子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年10月14日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
あて

社会保険中央総合病院・東京厚生年金病院を公的病院として存続させるための法律制定を求める意見書

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）が本年９月末で解散した後、社会保険病院や厚生年金病院を公的に存続させる受け皿となる機構を立ち上げるための「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」は、通常国会で衆議院を通過したものの、参議院を通過しないまま国会閉会とともに廃案となりました。このままでは受け皿がなくなるため、８月６日、RFOを２年間延長する法案が賛成多数で成立しました。

新宿区には、社会保険中央総合病院と東京厚生年金病院があり、

通院・入院で多くの区民が利用しています。両病院とも新宿区の緊急一次入院病床を確保する等、区民の生命と健康にとってなくてはならない存在です。また、社会保険中央総合病院は、新宿区民と区内事業所で働く者の健康診断も多数行っており、保険加入者の健康管理に多大な貢献をしています。

RFO は２年間延長されることになりましたが、その後については決定しておらず、各地で将来不安から離職者が続出する等の事態が進んでいます。社会保険病院と厚生年金病院を公的病院として存続させる機構を一刻も早く成立させることは、地域住民の願いです。

よって、新宿区議会は、社会保険中央総合病院・東京厚生年金病院を公的病院として存続させるための法律制定を強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 10 月 14 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

特別区都市計画交付金に関する意見書

都市計画交付税は本来基礎自治体の財源ですが、特別区においては都税とされており、特別区都市計画交付金は特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられています。

平成 19 年度に都市計画公園整備事業における要件緩和、平成 21 年度には交付金額の引き上げが行われましたが、平成 22 年度は、都市計画税に対する都市計画交付金の比率が低下しており、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、実績に見合った配分となるよう、増額をする必要があります。

よって、新宿区議会は、東京都に対し、下記事項の早期実現を、強く要望いたします。

記

特別区都市計画交付金は、都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう増額を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 10 月 14 日

議　長　名

東京都知事　　あて

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の減免措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成 23 年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

1　都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として、昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置

2　過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置

3　負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成 17 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 22 年 10 月 14 日

議　長　名

東京都知事　　あて

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-1）総合対策を求める意見書

ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人Ｔ細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「せき髄疾患（HAM）」等を引き起こします。国内の感染者数（キャリア）

は100万人以上と推定され、その数はＢ型・Ｃ型肝炎に匹敵します。毎年約1,000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が６割以上を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

平成22年10月６日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-1特命チーム」における決定を受け、HTLV-1 抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、通知を改正し、各自治体に発出しました。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることになります。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠です。

よって政府におかれましては、ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴う「HTLV-1 総合対策」を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

１　医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急に実施すること。
２　HTLV-1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウンセリング体制の整備を図ること。
３　相談支援センターを設置し、感染者及び発症者の相談支援体制の充実を図ること。
４　感染者及び発症者のための診療拠点病院の整備を推進すること。
５　発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
６　国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
７　発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年12月８日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

少人数学級の実施のための確実な予算措置を求める意見書

文部科学省は、８月「新・公立義務教育諸学校職員定数改善計画（案）」を発表し、来年度小学校１・２年生を35人学級にすることから始めて段階的に８年かけて小学校１・２年生は30人学級、小学校３年生から中学校３年生までを35人学級にする方針を打ち出しました。

来年度予算に向けて文部科学省は、必要な予算2,247億円を通常の概算要求ではなく、いわゆる「政策コンテスト」と呼ばれる特別枠で要求をしており、それが認められるかどうかは予断を許さない状況です。

少人数学級の実現は、既に取り組んでいる自治体が広がっていることからもわかるように、喫緊の課題となっています。よって、確実な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年12月８日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
財　務　大　臣
あて

若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は昨年 12 月 1 日時点で 68.8%にとどまり、調査を開始した 96 年以降で最悪となりました。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

景気低迷が長引くなか、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ（不適合）が就職内定率低下の要因の一つと考えられます。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきです。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されています。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考えます。

よって、政府におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求めます。

記

1　人材を求める中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。

2　どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 23 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
あて

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

平成 18 年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会で 19 項目、参議院環境委員会で 11 項目の附帯決議が採択されるなど、課題を抱えたまま成立しました。

しかし、自治体が税金を使って分別収集をしており、その負担が大きいことや、生産者の負担が軽く「発生抑制」のインセンティブ（誘因）が働かないなどの問題が指摘されています。

新宿区は、平成 20 年度から 3R 推進を目的とした協議会を設置するとともに、プラスチック製容器包装の資源回収を開始し、ごみの減量とリサイクルの推進に努めていますが、収集、運搬、保管等に多額の経費を要し、区の財政負担も大きなものとなっています。

商品の販売にあたり、消費者の理解のもと「リサイクルに必要なコスト」を製品の価格に含めることは、環境に負担がかかる製品をできるだけ作らない、または作る段階から再使用を考慮した製品づくりを進めることを促し、持続可能な社会の構築につながります。

国においても、一日も早く、下記の事項を基本として、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定するよう要望いたします。

記

1　拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体の事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

2　容器包装リサイクル制度について、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

3　設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者に義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向け検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 23 年 3 月 23 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
消費者庁長官
あて

震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書

3 月 11 日に発災した東日本巨大地震・大津波被害からの本格的な復興は被災地のみならず、日本経済全体の復興を意味することとなります。わが国全体が非常事態である今、政府が迅速に復興に向けた大規模な補正予算を編成し、執行していくことが、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施することにつながります。したがって、一刻も早い復興に向けて更なる補正予算を編成

し、本格的な復興に向けた力強いメッセージを内外に発出することは、国会及び政府に課せられた重大な使命と考えます。

よって、政府及び国会におかれては、今般の未曾有の大災害から一刻も早い復興を実現するため、早期に第二次補正予算を編成し、早期成立を図られるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年6月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国家戦略担当大臣
経済財政担当大臣
内閣官房長官
あて

当面の電力需給対策に関する意見書

3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東北電力・東京電力管内地域は原子力発電所の停止などにより電力供給が大幅に減少しました。さらに、中部電力浜岡原子力発電所の停止により、夏場の電力不足問題は東日本のみならず全国的な問題に発展しています。

電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼします。政府は今夏の電力需給対策に加え、将来的な新エネルギー戦略を見据えた施策を速やかに打ち出す必要があります。しかしながら、政府の電力需給対策本部が5月に発表した対策では国民に節電を呼び掛けるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれませんでした。

夏場の電力不足を前に政府及び国会は、予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきです。

よって政府及び国会におかれては、下記項目について速やかに実現を図られるよう強く要望します。

1　自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システムの導入補助を大幅に拡充すること。
2　LED照明設備の導入補助やエコポイント制度の復活等、国民に対して節電のメリットが実感できる施策を早急に実施すること。
3　稼働中の原子力発電所について、一層の安全対策を講じること。
4　電力需給の逼迫が長期化することを踏まえた法制度の見直しや運用改善について早急に検討し、必要な事項を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年6月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
国家戦略担当大臣
内閣官房長官
あて

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

これまで公立学校施設は大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

この度の東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなど様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能の在り方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能のいっそうの強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

一、　公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと

一、　公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと

一、　公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を拡充強化するとともに、窓口を一元化すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年6月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
総務大臣
あて

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、6月1日現在、死者・行方不明者は2万人以上となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

併せて港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、住民合意による新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

更に、高濃度の放射能汚染が生じた「東京電力福島第1原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

よって政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機にあたり、国民の生命と財産を守る防災対策をはじめとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害である。このため復興にあたっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。

更に、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えている。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、更には国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年6月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
あて

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半でありその地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について次の事項を要請する。

記

1　〔実効的な財政措置〕

国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

２　〔地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示〕

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

３　〔消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設〕

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年6月17日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
消費者担当大臣
あて

拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書

ポイ捨てゴミの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、更にはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ゴミ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。

1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えません。

持続可能な循環型社会を築くためには、わが国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要であります。そのためには、生産者が、生産過程でゴミとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要であります。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の、高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対しきわめて有効な手段であります。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任（EPR）やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるごみ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果をあげています。

よって、新宿区議会は、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任、及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年10月13日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
消費者及び食品安全担当大臣
あて

介護報酬改定に関する意見書

介護保険制度における介護報酬については、サービス提供地域ごとの人件費の地域差を反映させるため、特別区を含む五つの地域区分を設定し、各区分ごとに報酬単価の上乗せを行っています。

しかし、地域区分の設定や上乗せ割合は、地域の実情に即したものとはなっていません。大都市部では、事業運営に必要な土地や建物の取得費及び賃借料等の物件費が高額であり、こうした地域差を考慮しないことは合理性を欠くものであります。

平成21年4月の介護報酬改定では、大都市部の事業所ほど給与費が高く経営を圧迫する傾向にあることを踏まえ、上乗せ割合の一部引上げが行われましたが、不十分な上げ幅にとどまり、地域区分そのものの見直しには至りませんでした。

現在、国において、平成24年4月の介護報酬改定に向けた検討が行われていますが、地域区分については、人件費のみならず物件費などの地域差も十分に調査し、分析した上で、より細分化を図る

とともに、実態に応じた適切な上乗せ割合にするなど、その在り方を抜本的に見直す必要があります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、次期介護報酬の改定に当たっては、地域区分の設定及び上乗せ割合において、大都市の実態を適正に反映させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て、意見書を提出します。

平成23年10月13日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
あて

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、さまざまな危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の減免措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成24年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

1　小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
2　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
3　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年10月13日

議　長　名

東京都知事　あて

防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書

国の防災基本計画には、平成17年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、平成20年には「政策決定過程における女性の参加」が明記されました。この流れを受け、地域防災計画にも女性の参画・男女双方視点が取り入れられつつありますが、具体的な施策にまで反映されているとは必ずしも言えません。

中央防災会議の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、平成23年9月28日にとりまとめた報告においても、防災会議へ女性委員を積極的に登用し、これまで反映が不十分であった女性の視点を取り入れることへの配慮が盛り込まれています。

よって、政府におかれましては、防災会議に女性の視点を反映させるため、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

1　中央防災会議において少なくとも3割以上の女性委員となるように環境整備を進め、今後女性委員を積極的に登用するように努めること。
2　地方防災会議へ女性委員を積極的に登用するため、都道府県知事や市区町村の長の裁量により、地方防災会議に有識者枠を設けることを可能とする災害対策基本法の改正を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年12月9日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
あて

防　災　担　当　大　臣
男女共同参画担当大臣

緊急被ばく医療体制の確保に関する意見書

現在、我が国の原子力発電所の事故等に係る緊急被ばく医療体制は、国の防災基本計画に基づき、原子力施設の立地または隣接をする19道府県において行われており、各道府県が指定する初期及び二次被ばく医療機関と、国が指定する高度専門的な医療を担う三次被ばく医療機関により構成されています。

この19の道府県には、医療体制の確保に必要な診療資器材の整備等に要する費用として、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金が交付されていますが、その他の都府県には交付されていません。

しかし、今回の事故を受け、不安が広がる中、この19道府県以外でも医療体制の整備等を求める声があがっています。このため、国に対し、緊急被ばく医療体制の見直しを行うとともに、原子力施設の立地または隣接する道府県だけでなく、すべての都道府県に内部被ばく線量を調べるために放射線物質の量を体外から測定する装置であるホールボディカウンター等必要な診療資器材を整備するよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年12月9日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
東日本大震災復興対策担当大臣
あて

都区財政調整制度に関する意見書

都区財政調整制度については、東京都と特別区長会との協議が行われているところで、来年度に向けてはこの12月から協議が始まると聞いています。

都区財政調整の原資となっている調整3税は、特別区の区民の財産でもあり、その配分のあり方については区民が納得のいくものでなくてはなりません。したがって、公平性・透明性の観点から、可能な限り普通交付金による対応を図るために特別交付金の割合を見直すことが必要であります。同時に特別交付金の透明性についても都側の説明責任が果たされることが重要で、区長会等から要望が出されてきたところです。

以上のことから、東京都におかれましては、下記の事項を十分に踏まえて都区協議に臨まれるよう強く要請します。

記

1　都区の配分割合については、区の実態を踏まえ、区側の配分割合を増やすよう見直すこと。大規模な税制改正や都区の役割分担の変更が行われる場合には、その影響を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。

2　特別区相互間の財政調整については、特別区の実態を踏まえた適切な算定となるよう、区側の主体的な調整内容を尊重して整理すること。

3　特別交付金の取扱については、透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合については元の2%を基本に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成23年12月9日

議　長　名

東京都知事　　あて

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えていますが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年８月１日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府におかれては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

１　遺族基礎年金の拡充策として、遺族である父子家庭の父も支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。

２　母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年３月22日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
男女共同参画担当大臣
あて

消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いています。都内においては、同年度で約12万5,000件の相談が寄せられており、特に60歳以上の高齢者からの相談件数は過去最多、被害金額も高額となるなど深刻な状況であります。

一方、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難であります。また、これまでの消費者団体訴訟制度では、適確消費者団体に損害金等の請求権を認めていないため、消費者の被害救済には必ずしも結びつかないという課題があります。

そこで、消費者のための新たな訴訟制度の案が、平成23年８月に消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会において報告書に取りまとめられ、現在、その法案化が消費者庁において準備されています。

よって、国会及び政府に対し、消費者委員会の報告書の内容を踏まえ、消費者のための新たな訴訟制度について、今国会において、早期に創設されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年３月22日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
消費者及び食品安全担当大臣
あて

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年５月）の中で、「2015年には６万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、国会及び政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

一　地域経済や住民生活に密着した道路や橋梁、上下水道、河川道

など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。

一　電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。

一　地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年6月19日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
文　部　科　学　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
経　済　産　業　大　臣
国　土　交　通　大　臣
あて

空襲被害者の援護に向けた実態調査の実施を求める意見書

第2次世界大戦が終わって、まもなく67年を迎えます。戦争中の相次ぐ空襲で、多くの国民が傷つき、身寄りを失いました。

国は、元軍人や軍属などだった人たちには、戦傷病者戦没者遺族等援護法などで、今日まで多様な国家補償を行ってきました。

しかし、民間の空襲などの被害者に対しては、未だに補償しようとはしていません。

戦時中は、国家総動員法や防空法などによって、民間人も戦争への参加・協力が義務づけられていました。

海外の実情を見ると、同じ敗戦国である旧西ドイツは1950年に制定した、戦争犠牲者援護法で、元軍人や民間人を区別せず、戦争の犠牲者として公平に援護し、他の欧米諸国も、その後、同様に補償しています。

空襲被害の賠償を求めた裁判で、2009年12月14日の東京地裁判決は、原告の請求は棄却しましたが、判決のなかで「被害者の実態調査や死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務である」とし、「一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済、援助」は、国会が「立法を通じて解決すべき問題である」と明言しました。

本年4月25日東京高裁は、控訴審判決で、一審の地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却しました。

しかし、「立法を通じて解決すべき問題」とした一審判決の基本的な考え方は踏襲しました。

よって、国会及び政府におかれては、空襲被害者の援護に向けた実態調査を実施することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年6月19日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

駅ホーム柵設置推進に関する意見書

現在、JRや各私鉄、地下鉄などでホームからの落下を防止するためのホーム柵の設置が推進されています。

現在のホーム柵を設置するための基準は、一日の乗降客数10万人を目安とされています。

しかし、事故で落下をすることはもちろん、ホームから飛び込み自殺をする方も後を絶ちません。これらを防止するためにホーム柵設置は、一定の効果が認められます。

飯田橋駅をはじめ新宿区民が多く利用する駅の中にも、落下事故が多いといわれる駅があります。駅の利用者からは早急なホーム柵設置を求める声が聞かれます。

現在の設置基準は、乗降客数を優先していますが、自殺者数や落下事故件数など他の基準も勘案した上で設置を促進するべきです。

よって、国会及び政府に対し、ホーム柵の早急な設置とともに、複数の視点からの設置を推進することを事業者に強く要望する事を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年6月19日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
あて

駅ホーム柵設置推進に関する意見書

現在、JRや各私鉄、地下鉄などでホームからの落下を防止するためのホーム柵の設置が推進されています。

現在のホーム柵を設置するための基準は、一日の乗降客数10万

人を目安とされています。

しかし、事故で落下をすることはもちろん、ホームから飛び込み自殺をする方も後を絶ちません。これらを防止するためにホーム柵設置は、一定の効果が認められます。

飯田橋駅をはじめ新宿区民が多く利用する駅の中にも、落下事故が多いといわれる駅があります。駅の利用者からは早急なホーム柵設置を求める声が聞かれます。

現在の設置基準は、乗降客数を優先していますが、自殺者数や落下事故件数など他の基準も勘案した上で設置を促進するべきです。

よって、東京都に対し、ホーム柵の早急な設置とともに、複数の視点からの設置を推進することを事業者に強く要望する事を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年6月19日

議　長　名

東京都知事　　あて

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日に9物質が追加指定され、現在、77物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。

また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって政府におかれては以下の点について早急に対応するよう、強く要請する。

記

1　成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。

2　指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。

3　特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年10月15日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　あて
厚　生　労　働　大　臣
文　部　科　学　大　臣

中小企業を含めた職業性胆管がんの実態調査を求める意見書

厚生労働省は大阪の印刷事業所での胆管がんの発生を受けて、全国561の事業所を対象として一斉検査を行いました。その結果、561事業所のうち有機溶剤中毒予防規則（急性の有機溶剤中毒を予防する観点からの規制）の規制対象物質を使用していた事業者は383箇所（77.5%）で、がんの原因物質と推測されるジクロロメタンを使用している事業所は152箇所、1,2－ジクロロプロパンを使用している事業所は10箇所あったと発表しました。

しかしながら、これらの物質を使用していたのは印刷業界だけではありません。海外では印刷業界以外の化学工業、繊維工業等でも職業性と推測される胆管がんの発症が指摘をされています。

そこで、以下3点の急速な対応を求めます。

記

1　今回の調査で発覚した局所排気装置の未設置、有機溶剤濃度検査の未実施等の事業者が確実に省令遵守を行えるよう、指導及び助成を行い事業者に働きかけを行うこと。

2　被害拡大を防ぐための実態調査により、有機溶剤と胆管がんの関連性の早期解明に努めること。

3　中小企業を含めた印刷・金属製品製造・化学工業への調査も実施し対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年10月15日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
あて

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成 17 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成 25 年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

1　小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
2　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置
3　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 24 年 10 月 15 日

議　長　名

東京都知事　あて

米軍兵士による事件への対応に関する意見書

沖縄県において、本年 8 月 18 日米軍兵士による強制わいせつ致傷事件、10 月 16 日に女性暴行事件が相次いで発生し、在日米軍は、全兵士に対し午後 11 時から午前 5 時までの夜間外出を禁止する等の指示を出しました。

しかし、11 月 2 日には、沖縄本島中部において、在日米軍兵士による、住居侵入・器物損壊・傷害事件が発生しました。

2 週間前に発令された命令を全く無視する形で、またしても事件が起きました。

日米両政府は、遺憾の意を繰り返し、米軍政府は即座に綱紀粛正の徹底を、改めて発表しましたが、その事が機能していないことが明らかになりました。

沖縄県民の我慢の限界をはるかに超え、米軍基地の全面撤去を求める声も出ています。

沖縄県議会は、11 月 16 日「相次いで発生した米軍兵士による事件への対応に関する意見書」と同「抗議決議」を全会一致で採択しています。

よって、政府及び国会におかれては、日米友好関係を維持するためにも、日米地位協定の抜本的見直しや、在日米軍兵士の基地外への外出禁止を強化するなど、実効性のあるものにする事を求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 24 年 12 月 11 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
外　務　大　臣
防　衛　大　臣
沖縄及び北方対策担当大臣
あて

北朝鮮の核実験実施に対する抗議文

2 月 12 日北朝鮮は 3 回目の核実験を実施したことを報じた。

国連安保理の北朝鮮関連決議で定められた義務に違反したうえに、6 カ国協議の共同声明で約束したことにも背き核実験に踏み切ったことは、核兵器廃絶を求める国際世論に逆行する暴挙であり、日本及び北東アジア地域の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦である。

新宿区議会は、1985 年 12 月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え、これまでも、各国の核実験に対し、抗議を行ってきた。

核実験の実施は、地球環境や生態系を破壊するばかりでなく、人類の生存をも脅かす事態を招くことになり、いかなる国の核実験であろうとも容認することはできない。

よって、新宿区議会は、北朝鮮の度重なる核実験に強く抗議するとともに、直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求め、北東アジアの安全と世界の恒久平和の実現を強く望むものである。

以上、要請する。

2013 年 2 月 14 日

議　長　名

朝鮮民主主義人民共和国

国防委員会第一委員長　　宛て

第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

東京は、2020 年開催の第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会の開催をめざしています。

昨年夏のロンドン大会の中で発揮された選手の闘志とひた向きさ、それを支えるチームの絆は、私たちに感動と勇気を与えてくれ、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に対する思いは、より強いものとなりました。

また、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会を東京で開催することは、日本経済の回復につながるとともに、次世代へ夢と希望と勇気を与えることができます。

よって、新宿区議会は、地元である国立競技場がメインスタジアムとして予定されている新宿区民を代表して、第 32 回オリンピック競技大会及び第 16 回パラリンピック競技大会の東京での開催を要望するものです。

以上、決議します。

平成 25 年 3 月 22 日

新　宿　区　議　会

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用するように求める意見書

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのあるものと定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は、婚姻歴のある母子家庭と比較して課税所得が高く設定されてしまいます。そのため、婚姻歴のない母は、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。

よって、国及び政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無、男女に関わらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 22 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　宛て
財　務　大　臣
総　務　大　臣

「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組みの推進に関する意見書

先般、北朝鮮が核実験を行い、国会をはじめ全国の自治体や議会も抗議の声をあげました。新宿区は、平和都市宣言を行っており、新宿区議会も抗議文を北朝鮮政府に送りました。核兵器廃絶は、世界の人々の願いです。

昨年 12 月の国連総会本会議では、一昨年と同様過去最多の 99 か国の共同提案国を代表して日本政府の提出した核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」が、圧倒的賛成多数で採択されました。この核兵器の全面的廃絶に向けた有効な手段の一つが、核兵器の製造、保有、使用等を全面的に禁止する「核兵器禁止条約」です。国際社会では、核兵器使用の非人道性に焦点を当て、「核兵器を非合法化」しようとする動きが加速しつつあります。

新宿区長も参加する平和市長会議（現在世界の 156 か国・地域から 5,524 の都市が加盟。うち、日本国内の加盟都市は全市区町村の 73.0%）は、第２回平和市長会議国内加盟都市会議として、去る 2 月 1 日、日本政府に対し「核兵器禁止条約」の早期実現に向けた取組みの推進について、要請書を提出しました。

日本政府におかれましては、唯一の被爆国として、核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運を、さらに高めていただくとともに、「核兵器禁止条約」の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップをとっていただくよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年3月22日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
宛て

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」（略称MTBI）は、交通事故や高所からの転落・転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸策」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機構（WHO）の報告によれば、年間1,000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられていますが、この病気は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

よって、新宿区議会は政府に対し、これらの現状を踏まえ、以下の点について適切な措置を講じられるよう強く求めるものです。

記

1　軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2　労災認定基準の改正にあたっては、不正を防止するため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
3　教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年3月22日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
宛て

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書

わが国では、障害者基本法第4条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的取扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていません。

一方で現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等の多くの国々で、障がい者に対する差別禁止および障がい者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されています。また国内においても、北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障がい者に対する差別禁止に係る条例等を制定しています。

また、現在、約130カ国が2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えていますが、わが国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いています。

去る4月26日に政府から提出された、障害者基本法第4条の規定を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」（通称：障害者差別解消法案）は、これまでの国における取り組みの集大成とも言えるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められています。また、同法の施行によりわが国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなります。よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く要望します。

記

1　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めること。
2　本法制定後、本法律に基づき、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める「職員のための要領」、及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障がい者や関係事業者等の意見を尊重し、十分に反映したものとすること。
3　障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できる

よう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年6月19日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
宛て

脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病である。

医療現場において、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されている。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦労も計り知れないものがある。

しかし、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、昨年5月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7月から平成26年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準づくりが開始された。また、研究班による脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も行われることになっており、脳脊髄液減少症患者の約8割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、その研究結果に大きな期待が寄せられている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1　ブラッドパッチ療法の診断・治療基準を速やかに定め、平成26年度の保険適用を目指すこと。
2　「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3　脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4　ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に設置できるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年6月19日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
宛て

ホームドア設置に伴うホーム段差解消整備に関する要望書

国土交通省では、平成23年2月「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を設置し、国、各鉄道事業者、障害当事者との間で知見を情報交換・共有し、ホームドアの整備等、転落防止対策の推進に向けて検討を進め、中間報告としてまとめました。その後、貴社においても乗客の転落、列車との接触などの防止対策として、山手線へのホームドアを、平成29年度までに大規模改良が予定される駅を除くすべての駅に設置を行うこととしています。

ホームドアは、人が線路上に転落を防ぐもっとも有効な設備であり、加えて、ホームドアの乗降口の段差解消を行うことにより高齢者、車いす使用者やベビーカー等が、ホーム渡り板を利用せずに、安全に安心して乗降を可能とするものです。

また、ホームと電車の段差については、国土交通省、移動等円滑化基準第20条で「プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。」と定められています。

新宿区では、「新宿区交通バリアフリー基本構想」において、高田馬場駅周辺および新宿駅周辺の重点整備地区の整備として、車いす使用者等が駅を利用するうえでホームと電車の隙間と段差を解消するものとして、ホームの嵩上げの必要があると考えています。

こうした状況に鑑み、貴社におかれては、駅利用者の安全確保の観点から、以下の対応を実施するよう要望します。

1　現在、JR山手線「高田馬場駅」「新大久保駅」の2駅において、平成25年度を完成予定で進められている転落防止対策のホームドア設置工事に併せて、渡り板を利用せず車いす等の乗降が可能となるようホームドアの乗降口の段差解消を行うこと。
2　JR山手線「新宿駅」においては、大規模改良に合わせて、整備の着手が未定とされているところであるが、上記2駅同様に速やかに着工すること。

以上、新宿区議会の議を経て要望書を提出します。

平成25年6月19日

議　長　名

東日本旅客鉄道株式会社　宛て

地方税財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

即ち、地方全体で巨額の財源不足が生じている中、先ずは国から地方への税源移譲を行うことなどにより、地方税財源の拡充を図ることが重要であり、平成20年度税制改正で導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税のように、地方固有の税を地方間の財源調整に用いるような対応は、厳に慎まなければならないものであります。

ところが、国や全国知事会における学識経験者の検討会等では、地方税である法人住民税の一部国税化といった、特別区を含む都市部の財源を狙い撃ちにするような案が議論されています。

新宿区には、急激に押し寄せる高齢化への対応や、高度成長期に全国に先駆けて建設された多くの公共施設が改築時期を迎えているなど、大都市特有の財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではありません。

限られた地方税による調整では、地方財政が直面している問題の根本的な解決にはつながらないものであります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、限られた地方税源の中で財源調整を行うのではなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
宛て

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しています。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しています。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められています。

よって政府においては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めます。

記

1　世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを検討すること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。

2　労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。

3　仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
宛て

東日本大震災からの速やかな復興、福島再生を求める意見書

東北地方をはじめとする各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から既に2年半以上が経過しようとしています。震災からの復旧・復興は、わが国が全力を挙げて取り組むべき最大の課題であることは論を待ちません。

また、震災に伴う東京電力福島第一原発事故の発生により、未だに15万人近い福島県民の皆さんが住み慣れた自宅を離れ、避難を余儀なくされているという重い現実を忘れることがあってはなりません。まさに、福島の再生なくして日本の再生はありません。こうした状況に鑑み、政府は大震災からの復興、福島再生に今後とも全力で取り組むべきであり、特に下記の点に十分に留意した施策の遂行を強く求めるものです。

記

１　政府においてはより一層、十分な復興予算を確保し、復興庁を中心に現地の要望に寄り添ったきめ細やかな復興関連諸施策を進めることで、復興を更に加速させること。また、復興予算が被災地以外の事業に流用されることがないよう留意するとともに、資機材・燃料代の高騰や人材不足によって復興に遅れの出ることがないよう、最大限の注意を払うこと。復興特区、復興交付金の積極的な活用などにより、産業の再生、雇用の創出、インフラの早期復旧、町づくりや高台移転などを促進すること。

２　事故原発の安全確保にはより一層、万全を期すとともに、除染の徹底、賠償の一層の迅速化、賠償請求期限の延長、住民の生活の再建・安定化を進めること。特に子どもたちへの健康調査を強化徹底し、母子避難者への支援、帰還支援などを進めること。

３　被災地の産品に対する風評被害について、政府が各自治体や関連機関と密接に連携をとり、対策には特に万全を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
環境大臣
内閣官房長官
復興大臣
宛て

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務 6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。

このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、使途は、CO2排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

１　自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣
経済産業大臣
宛て

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約８割が製品価格に内部化

されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、新宿区議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

１　容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣
経済産業大臣
農林水産大臣
厚生労働大臣
財務大臣
消費者庁担当大臣
宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成26年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年10月16日

議　長　名

東京都知事　宛て

公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書

公共工事の入札が成立しない「入札不調」が増加しています。報道によれば、国が今年度の4～6月に北海道で入札した公共工事では、入札不調が昨年同時期の２倍に上っています。入札不調の増加は、東日本大震災被災地の復興事業や景気回復に伴う建設工事の増加による資材の高騰、工事を担う人材不足が全国的に広がりつつある影響とみられています。

建設業就業者数をみると、平成23年推計（国交省資料）で約497万人となっており、平成4年の619万人から約20%減少しています。また、就業者のうち55歳以上が約33%、29歳以下が約12%と高齢化が進行しています。

その背景には、労働環境の悪化やダンピング受注の増加があります。これまでの建設投資の大幅な減少により受注競争が激化し、ダンピング受注や下請へのしわ寄せ等で、現場で働く労働者の処遇が悪化するなど、深刻な人材不足への影響が生じています。重労働の

割に低賃金なため、中堅・若年層の離職が相次ぎ、就職後３年以内の離職率も製造業の２倍近くに上っています。

震災復興事業は加速させなければならず、また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震に備え、老朽化が進む国内全域の公共インフラの防災・減災対策も待ったなしです。そのためにも、必要な公共工事の円滑な入札に対する取り組みは急務といえます。

よって、政府におかれては、入札不調を解消するため、以下の環境整備を早急に進めるよう強く求めます。

記

１　地元に精通した施工力のある建設業者が各地域のインフラを安定的・継続的に維持・管理できるようにするため、地元貢献や技術力に対する加点評価など、多様な入札契約方式を導入すること。

２　事業の発注者が元請け業者に支払った代金が、下請け業者や現場で働く職人へ着実に届く流れをつくるため、ダンピング対策を徹底すること。

３　公共工事設計労務単価の大幅引き上げに伴う賃上げ状況の調査とフォローアップ、職人の人材確保と働く環境の改善に向けた社会保険の加入促進や、公共工事の入札において若年者らの確保・育成に取り組む建設業者への加点評価を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成25年12月9日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
経済産業大臣
宛て

食の安全・安心の確立を求める意見書

（消費者及び食品安全）

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Ｇメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導体制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

1　食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。

2　本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とし、関係省庁との連携を強化した十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。

3　一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成26年3月20日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
宛て

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

1　各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。

2　共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。

3　少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。

4　海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を、都民の合意を得て計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成26年3月20日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
総務大臣
国土交通大臣
宛て

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウィルス性肝炎、特にＢ型・Ｃ型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責に帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固等Ⅸ因子製剤によるＣ型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定Ｂ型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別推進事業として実施されていますが、対象となる医療が、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウィルスの減少を目的とした抗ウィルス療法であるインターフェロン治療とＢ型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定Ｂ型肝炎ウィルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年２月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、新宿区議会は政府に対し、これらの現状を踏まえ、以下の点について適切な措置を講じられるよう強く求めるものです。

記

１　ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

２　身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成26年３月20日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
宛て

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・過酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いています。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯止めをかけるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところですが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携が取られている状況ではありません。

新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において下記の対策を講じるよう要望します。

記

１　若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の役割を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。

２　「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。

３　新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。

４　若者が主体的に職業選択・キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。

５　ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年６月20日

議　長　名

内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
文　部　科　学　大　臣
宛て

ダンス規制（風営法）の見直しを求める意見書

ダンスは人の表現行為であり、文化の一翼を担う存在であると同時に、多くの国民の愛好する趣味としても重要な地位を占めています。平成24年度からは中学校の教育現場にダンスが取り入れられ、今後、我が国におけるダンス文化はますます発展し、さらに多くの国民がダンスに親しみ、ダンスを愛好することが期待されています。

しかるに、終戦直後の昭和23年に制定された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（「風営法」）は、ダンスを「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を「風俗営業」として規制してきました。

しかしながら、時代の流れとともに、ダンスをめぐる状況はさらに大きく変化し、社交ダンス以外にも多種多様なダンスが愛好されるようになり、ダンスを楽しむ場としても、ダンス教室だけではなく、ダンスサークルのような新たなダンスを楽しむ場が数多く誕生しました。地域とのトラブルなどもなく、良好な関係の中で行われている状況があるにもかかわらず、こうした新しいダンスやダンスサークルは、引き続き風営法の規制下にあり、地方自治体によっては、公共施設でのダンス教室が禁じられるなど、様々なひずみが生じています。

ダンスは、音楽を聴けば身体が動くという人間の極めて本質的かつ自然な自己表現であり、各国の民族舞踊から発展し、各々の国が大切にしている文化でもあります。日本でも、大使館の後援による晩餐舞踏会から、音楽を聴いて身体を揺らす単純なダンスまで、多くの区民が日常的に楽しむものになっています。また、政府において、観光立国を目指し、海外からの観光客誘致の拡大を実現しようとする中で、国際都市新宿においてもダンスを楽しむ場が発達している事は、文化交流、経済効果としても重要です。

風営法の制定から既に70年近くを経て、時代も大きく変わった今日、ダンスを切り口とする規制は現状に合わず、矛盾や弊害が多大であることから、風営法のダンス規制の見直しを求める機運が高まりつつあります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、青少年の健全育成に充分配慮しつつ、時代に則した風営法の「ダンス規制」の見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月20日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国家公安委員会委員長
宛て

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚せい剤と同様に、人体への使用により危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年３月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年４月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単純所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。

そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

1　インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。
2　簡易鑑定ができる技術の開発をはじめ鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図ること。
3　薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月10日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
国家公安委員会委員長
宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成 17 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成 27 年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置

２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置

３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 26 年 10 月 10 日

議　長　名

東京都知事　　宛て

地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその権限と責任に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を廃止しないだけでなく、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の 10 パーセントへの引上げ時には、法人住民税の国税化をさらに進めるとしています。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものであります。併せて、来年度からは法人実効税率の引下げが予定されており、地方税財政への影響が強く懸念されます。

新宿区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、急激に押し寄せる高齢化への対応や保育所待機児童の解消、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化、産業振興対策など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収の多さのみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは適当ではありません。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできないものであります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、全ての地方自治体の歳入に影響を及ぼさないよう万全の対応を行うとともに、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 22 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　宛て
総　務　大　臣
財　務　大　臣

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

手話は、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙と文法体系をもつ言語です。聴覚障害者にとって手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、長い歴史のなかで大切に守られてきました。

しかしながら、わが国では、ろう学校で手話は禁止され、社会でも手話を使うことで差別されてきたという歴史がありました。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。その障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して意思疎通支援施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、手話による意思疎通支援が行われ、どこでも自由に手話が使え、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法整備を国として実現することが必要です。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、可能な限り手話による情報の提供・獲得が行われ、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べるようにするとともに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定するよう、強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 12 月 22 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
宛て

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。

政府は本年１月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところであります。

よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

１　認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

２　認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

３　自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知するとともに、認知症の人たちが地域で暮らせるための支援を強化すること。

４　認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月19日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
宛て

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところです。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところです。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられます。

さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところです。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請します。

記

１　人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

２　検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月19日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
宛て

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会問題化しています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別

の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、ヘイトスピーチを行った団体による特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 19 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
法　務　大　臣
宛て

地方税財源の拡充に関する意見書

住民福祉の増進等に責任を負う地方自治体においては、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要があります。

しかし、国は、平成 26 年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方消費税率の引上げにより、地方自治体間の財政力格差がさらに拡大するとの理由から、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入しました。また、消費税率の 10 パーセントへの引上げ時には、これをさらに進めることとしています。

6 月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の不合理な偏在是正措置の導入が危惧されるところであります。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するところとなります。

新宿区には、住民の暮らしや企業活動を支えるため、子育て・教育環境の整備や福祉・医療の充実などはもとより、高度成長期に全国に先駆けて建設された公共施設の維持・更新、防災力の強化など、大都市特有の膨大な財政需要が存在しており、税収増のみに着目して、財政的に富裕であると断ずることは不適当です。

地方自治体が責任を持って充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合った財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできないものであります。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 10 月 14 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
社会保障・税一体改革担当大臣
経済財政政策担当大臣
地方創生担当大臣
宛て

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は 6 月 30 日、平成 28 年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成 27 年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するとともに、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成 28 年度に創設される新型交付金など、今後 5 年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下

記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1　地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。

2　平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから使途につき自治体の自主性を認め、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。

また、算定にあたっては、今後徐々に取組みの成果（成果指標）による算定方式にシフトするとされているが、条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

3　平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、自治体の自主性に配慮すること。

4　新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年10月14日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
地方創生担当大臣
宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成28年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

1　小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置

2　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置

3　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成27年10月14日

議　長　名

東京都知事　宛て

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、区市町村には通知カード・個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方公共団体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率10/10）が措置される一方、区市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されます。しかし、これは、国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で按分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、自ずと区市町村は財源負担を強いられることとなっています。

また、平成28年度以降についても、マイナンバーは相当数の交付が見込まれるが、現時点では、これらに対して十分な補助金額が確保されるのか明確ではありません。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めます。

記

1　平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、充分な予算措置をすること。

2　同様に、円滑な事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担とし充分な予算措置を行うこと。

3　地方自治体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。

4　マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など十分な支援を実施すること。

5　配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。

6　マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月7日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
宛て

ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気です。その症状は、外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきました。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められました。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ治療の有効率は82%（527件中432例が有効）と報告されたところです。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれます。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

記

1　脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。

2　厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。

3　脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月7日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
宛て

北朝鮮の核実験実施に対する抗議文

貴国が４回目の核（初の水爆）実験を実施したとの報道に接しました。

このことは、国連安保理決議に明確に違反するうえに、日朝平壌宣言や６カ国協議の共同声明で約束したことにも背くものであります。

また、核兵器廃絶を求める国際世論に逆行する暴挙であり、日本及び北東アジア地域の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦でもあります。

新宿区議会は、1985年12月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、翌年３月には、「新宿区平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え、これまでも、各国の核実験に対し、抗議を行ってきました。

核実験の実施は、地球環境や生態系を破壊するばかりでなく、人類の生存をも脅かす事態を招くことになり、いかなる国の核実験であろうとも容認することはできません。

よって、新宿区議会は、貴国の度重なる核実験に強く抗議するとともに、直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求め、北東アジアの安全と世界の恒久平和の実現を強く望むものです。

以上、要請します。

2016年１月６日

議　長　名

朝鮮民主主義人民共和国

国防委員会第一委員長　宛て

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

本年１月の埼玉県狭山市における３歳女児の死亡事件や、東京都大田区での３歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

１　児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

２　児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。

３　児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の増設をはじめ、その体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員の増員と配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の活用等を積極的に図ること。

４　学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。

５　一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

６　被虐待児童について、１８歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年３月22日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
宛て

都立戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備についての意見書

新宿区内には、誰もが気軽に利用できる大規模な運動場が不足しており、総合運動場の整備は、以前から重要な課題となっています。

新宿区内の都立戸山公園は、区民の憩いの場となっており、この

公園内にある多目的運動広場は、現在、少年野球、少年サッカー、運動会、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、子どもから高齢者まで、区民がスポーツを通じた体力向上や健康づくりには欠かせない場所です。

平成９年に東京都から示された「戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備・運営基本方針」では、200m陸上競技トラック、小野球場及び小サッカー場の併設とされていますが、すでに18 年経過し、今日的な区民ニーズとしては、誰もが気軽に利用できる多目的な運動施設の整備が強く求められています。

また、「戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備・運営基本方針」で東京都が国から買収する計画であった国立国際医療センター戸山５号宿舎跡地周辺の土地について、平成 27 年末に、国から東京都が取得する契約が済み、28 年度から多目的運動広場を含む戸山公園整備の計画づくりを行う予定と聞き及んでいます。

つきましては、これからの戸山公園箱根山地区多目的運動広場整備を進めるにあたり、下記の事項について要望いたします。

記

１　現在の戸山公園箱根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、区民要望を最大限尊重し、より快適に・多種目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場として整備すること。

２　整備計画を策定していく際には、地元区である新宿区と調整を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 28 年３月 22 日

議　長　名

東京都知事　　宛て

無電柱化の推進に関する意見書

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組みを計画的かつ円滑に進めることはとても重要です。

しかしながら、欧米はおろか、アジアの主要都市と比較しても我が国の無電柱化の割合は著しく低くなっています。熊本地震では、電柱倒壊で道路が塞がれ、救援救助活動へ多大な影響を及ぼしており、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっています。

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、メインスタジアムとなる新国立競技場を擁する新宿区といたしましても、海外からのさらなる観光客の増加が見込まれており、災害に強い、安全で、かつ、誰もが快適に安心して訪れることができる観光都市を整備していくことが求められています。

つきましては、これからの無電柱化を進めるにあたり、下記の事項について要望いたします。

記

１　災害の防止、安全で円滑な交通の確保、良好な都市景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念や国、地方公共団体及び事業者等の責務、推進計画の策定を定めた新たな法律案を早期に成立すること。

２　新宿区内の区道延長は、296 キロメートルにも達し、その内、実施済みはわずかに 29 キロメートルの約 10%にとどまっています。今後、無電柱化事業を遅滞なく推進するため、補助金制度を充実し、財政的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 28 年６月 20 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　宛て
財　務　大　臣
国　土　交　通　大　臣

食品ロス削減に向けての取り組みを進める意見書

食は世界中の人々にとって大事な限りある資源です。世界では全人類が生きるのに十分な量の食べ物が生産されているにもかかわらず、その３分の１は無駄に捨てられています。中でも、もったいないのは、まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスです。農林水産省によると、日本では年間 2,797 万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの 632 万トンが食品ロスと推計されています。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程の中で起き、もう半分は家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などで発生しています。削減には、事業者による取り組みとともに、国民の食品ロスに対する意識啓発も問われてきます。

政府においては、農林水産省が食品ロス削減に向けた取り組みをまとめ、公表しているが、更なる強化を図り、国、地方公共団体、国民、事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

記

１　食品ロス削減に向けて、削減目標や基本計画を策定するとともに、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣を明確化すること。

２　加工食品等の食品ロスを削減するため、需要予測の精度向上により過剰生産の改善を図るとともに、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。

３　飲食店での食品ロス削減に向けて、「飲食店で残さず食べる運動」など好事例を全国に展開すること。

４　家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用など普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国的に展開すること。

５　フードバンクなどの取組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年6月20日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
消費者担当大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
環境大臣
宛て

元海兵隊員の米軍属による事件への対応に関する意見書

沖縄県において、4月下旬から行方不明となっていた女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が、5月19日に死体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件が発生しました。

本年3月13日には、那覇市で米軍人による女性暴行事件が発生し、再発防止策が求められてきたところであります。それにもかかわらず、またもやこのような事件が発生したことは激しい憤りを禁じえないものです。

安倍晋三首相とオバマ米大統領は5月25日、主要国首脳会議に先立ち共同記者会見を行いました。その場において、オバマ大統領は「心からのお悔やみと深い遺憾の意」を示し、再発防止に全力を挙げる考えを表明しました。また、「米国は非常に暴力的な犯罪に衝撃を受けている。言い訳はできず、再発防止にできることはすべてやりたい」と発言し、沖縄の基地負担の軽減に日米で取り組むことで一致しました。

新宿区議会は、平成24年に発生した、在日米軍兵士による事件に対し、平成24年第4回定例会において「米兵による事件への対応に関する意見書」を採択しました。再びこのような事件の発生は、絶対に許せません。

よって、政府及び国会におかれましては、日米友好関係を維持するためにも、日米地位協定の運用改善を推進し、綱紀粛正と再発防止を含む、実効性と説得力のある対応を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成28年6月20日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣
宛て

北朝鮮の核実験実施に対する抗議文

貴国が5回目の核実験を実施したとの報道に接しました。

このことは、国連安保理決議に明確に違反するうえに、日朝平壌宣言や6カ国協議の共同声明で約束したことにも背くものであります。

また、核兵器廃絶を求める国際世論に逆行する暴挙であり、日本及び北東アジア地域の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦でもあります。新宿区議会は、1985年12月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、翌年3月には、「新宿区平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え、これまでも、各国の核実験に対し、抗議を行ってきました。

核実験の実施は、地球環境や生態系を破壊するばかりでなく、人類の生存をも脅かす事態を招くことになり、いかなる国の核実験であろうとも容認することはできません。

よって、新宿区議会は、貴国の度重なる核実験に強く抗議するとともに、直ちにすべての核兵器及び核計画を放棄することを強く求め、北東アジアの安全と世界の恒久平和の実現を強く望むものです。

以上、要請します。

2016年9月9日

議　長　名

朝鮮民主主義人民共和国
国防委員会委員長　宛て

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによ

って卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1　学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017 年度を目途に給付型奨学金を創設すること。

2　希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。

3　低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。

4　返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月13日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
宛て

都市計画交付金の拡充を求める意見書

特別区都市計画交付金は、本来、基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられているものであります。

しかし、特別区都市計画交付金が都市計画税に占める割合はわずかで、特別区が実施している都市計画事業費を反映しているとはいえない状況であります。区民から徴収している都市計画税の使途を明確にする必要があるものと考えます。

これらの趣旨を踏まえ、下記の事項について要望します。

記

1　都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう、増額を図ること。

2　交付対象事業や面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。

3　同交付金に適用されている交付率の上限撤廃や、実績から乖離して算定されている工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年10月13日

議　長　名

東京都知事　宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成29年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置
３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 28 年 10 月 13 日

議　長　名

東京都知事　　宛て

地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4 月の熊本地震のみならず、8 月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また 10 月には鳥取でも震度 6 弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

１　被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位の避難所管理運営委員会など、自主防災コミュニティの組織化や訓練の実施等地域防災力の向上を図ること。
２　大規模水害から住民の命と暮らしを守るための自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成、適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
３　災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線 LAN の設置や災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
４　子どもや女性、高齢者や障がい者が、避難所生活でつらい思いをすることがないよう福祉避難所などの環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 12 月 8 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
防　災　担　当　大　臣
総　務　大　臣
国　土　交　通　大　臣
宛て

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来た。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の 10%への引き上げが、平成 31 年 10 月まで再延期されることになった。

他方で、2012 年には約 1,500 万人だった 75 歳以上の高齢者数は、2015 年には約 1,700 万人、そして 2025 年には約 2,200 万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要である。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015 年の人口減少幅が約 27 万人と過去最大となった。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしである。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDP と雇用の約 7 割を占める“地域経済圏”の活性化が求められている。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の 6 次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考える。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望する。

記

１　消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に、支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
２　人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
３　人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地域活性化を推進することが出来るよう、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣府特命担当大臣
内閣府特命担当大臣
宛て

ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書

低周波音による苦情相談が年々増える中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯器と健康症状の関連性について調査が実施されその結果が報告書としてまとめられた。ここで低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラ、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が公になった。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、これを受けて経済産業省では"ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック"を作成し、日本冷凍空調工業会の協力のもと会員各社等への周知を図った。しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状があり、消費者は低周波音のリスクに曝されている状況にある。また行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられる。

現在、ヒートポンプ給湯器は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。更に、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応と共にその人体への影響についても解明が求められている。よって、国においては次の事項について適切に取り組みを進められるよう強く要望する。

記

1　国は低周波音による消費者被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密に、住宅業者や設置事業者への「ヒートポンプ給湯器の据え付けガイドブック」の周知徹底を図ること。

2　消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都府県・市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。

3　低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それら等を駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
厚生労働大臣
環境大臣
経済産業大臣
宛て

ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書

本年8月、東京メトロ銀座線青山一丁目駅で、盲導犬を連れていた視覚障がい者の男性がホームから転落し死亡するという大変痛ましい事故があった。またその対策に動き出していた矢先、10月には、近鉄大阪線河内国分駅で、全盲の男性がホームから転落し特急電車にはねられ亡くなるという事案が発生した。

現在、1日に10万人以上の乗降客がある全国251駅のうちホームドアが設置されている駅は77駅に止まっている。また平成28年3月末現在、全国約9,500駅のうちホームドアの整備が完了しているのは665駅、新宿区では、42駅のうち、ホームドアが完了しているのは27駅である。駅の安全対策の観点からも列車との接触や転落防止に効果が高いホームドアや転落防止柵の設置は急務である。

また、ホームドア等が設置されるまでの対策として、視覚障がい者がホームの内側を判別できる「内方線付き点状ブロック」の整備も重要である。

現在、1日の利用者が1万人以上の駅での整備率は63%であるが、ぜひ全駅において整備を進めるべきである。

よって政府においては、視覚障がい者をはじめ駅利用者が安心して駅ホームを利用できるよう、ハード、ソフト両面における総合的な転落事故防止対策の検討を急ぐとともに、駅ホームのさらなる安全性向上に向け、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1　ホームドアの設置にあたっては、全ての鉄道駅ホームの危険個所の実態調査を速やかに行うこと。とりわけ、転落の危険性が高い駅については、現在計画中の駅とあわせて、速やかな設置を実現すること。

2　「内方線付き点状ブロック」の整備については、全駅での整備

を促進すること。

3　ソフト面の対応として、希望者への駅係員のアテンドや、一般旅客に対する誘導案内、さらには視覚障がい者への積極的な声かけ等事故を未然に防ぐ対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月8日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
宛て

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書

2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014 年度に観光庁が行った「平成 26 年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設における Wi-Fi 環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020 年までに約 3 万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi 環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1　鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対する Wi-Fi 整備支援事業を一層拡充すること。

2　観光拠点における Wi-Fi 環境の整備を一層促進し、観光地としての機能向上や利便性向上を図ること。

3　防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点への Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 22 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
宛て

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めています。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年 3 月には論点整理を発表したところです。

これまでにも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来ませんでした。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めます。

記

1　公営ギャンブル等は、所管官庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。

2　3 月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。

3　アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取り組みと合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 21 日

議　長　名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
宛て

羽田空港飛行経路についての意見書

羽田空港の需要増大に対応し、国土交通省が計画している都心上空を通過する南風時の新飛行経路案に関しては、これまで国土交通省によるオープンハウス型住民説明会が開催され、また、説明会での意見等も踏まえ「羽田空港機能強化による環境影響等に配慮した方策」が策定されています。

しかし、新宿区では上空を 1,000m 以下の高度で旅客機が飛行した実体験がなく、具体的な状態を想像できないため、区民の不安は未だ解消し切れていないのが現実です。

よって新宿区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1　国土交通省は、新宿区と十分協議すること。

2　新飛行ルート（案）について、騒音、落下物やその他の事故の可能性など、「羽田空港機能強化に係る環境影響等に配慮した方策」と新宿区民への影響について、分かりやすさに一層の工夫を凝らし、更なる丁寧な説明が尽くされること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 21 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
宛て

北朝鮮の核実験実施に対する抗議文

貴国が昨年に引き続き 6 回目の核実験を実施したとの報道に接しました。

このことは、一連の国連安保理決議に明確に違反するうえに、国民の生命、身体、財産及び我が国の領土・領海の安全安心を脅かす暴挙であります。

また、平和を希求する国際世論にも逆行し、日本及び北東アジア地域の平和と安全に対する直接の脅威であると同時に、国際社会全体の平和と安全に対する重大な挑戦でもあります。

新宿区議会は、1985 年 12 月に「新宿区非核平和都市宣言に関する決議」を採択し、翌年 3 月には、「新宿区平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を訴え続けています。

核実験の実施は、地球環境や生態系を破壊するばかりでなく、人類の生存をも脅かす事態を招くことになり、いかなる国の核実験であろうとも容認することはできません。

よって、新宿区議会は、我が国及び国際社会全体の平和と安全を脅かす、貴国の度重なる核実験に強く抗議するとともに、北東アジアの安全と世界の恒久平和の実現を強く望むものです。

以上、要請します。

2017 年 9 月 4 日

議　長　名

朝鮮民主主義人民共和国
国務委員会委員長　宛て

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心に HACCP が義務化されていますが、我が国においては、HACCP の導入が遅れています。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要があります。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のために HACCP による衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めています。

農林水産省の調査によると、食品製造業における HACCP の導入状況は、売上げが 100 億円以上の大手企業だけでみると 8 割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では 3 割以下にとどまっています。

また、食品衛生法の営業許可業種は 34 業種ですが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもあります。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限りただちに規制できないなどの課題があります。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がありません。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべきです。

よって新宿区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1　消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。

2　HACCP による衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。

3　すべての食品事業者が HACCP による衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。

4　食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。

5　食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 16 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
厚　生　労　働　大　臣
宛て

羽田空港新ルート計画の環境・安全性の検証と討論型説明会の開催を求める意見書

羽田空港の需要増大に対応し、国土交通省が計画している都心上空を通過する南風時の新飛行経路案に関しては、これまで国土交通省によるオープンハウス型住民説明会が開催され、また、説明会での意見等も踏まえ「羽田空港機能強化による環境影響等に配慮した方策」が策定されています。

しかし、新宿区では上空を 1,000m 以下の高度で旅客機が飛行した実体験がなく、具体的な状態を想像できないため、区民の不安は未だ解消し切れていないのが現実です。

さらに、9 月 23 日に大阪市内で上空を飛行する航空機のパネルが落下し、走行中の車両に衝突するという重大事案が発生するなど、落下物等による事故が相次いでおり、区民の不安は一層高まっています。

よって新宿区議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1　国土交通省は、新宿区と十分協議すること。

2　新飛行ルート（案）について、騒音、落下物やその他の事故の可能性など、「羽田空港機能強化に係る環境影響等に配慮した方策」と新宿区民への影響について、分かりやすさに一層の工夫を凝らし、討論型（教室型）の説明会を実施するなど、更なる丁寧な説明が尽くされること。

3　相次ぐ部品の落下事故等の原因を徹底調査し、その情報を速やかに公表するとともに、再発防止策を徹底すること。また、整備・点検を万全に行い事故の未然防止に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 16 日

議　長　名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
国　土　交　通　大　臣
宛て

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされています。

このような社会経済環境の中で、小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にあります。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にあります。

小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成 17 年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けています。

この厳しい環境下におきましては、東京都独自の施策として定着している固定資産税及び都市計画税の軽減措置について廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねません。

つきましては、固定資産税及び都市計画税に係る、下記の軽減措置について平成 30 年度以後も継続されますよう要望いたします。

記

1　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置

2　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置

3　商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を 65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 29 年 10 月 16 日

議　長　名

東京都知事　　宛て